官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（九）　二
〔その他告示〕
○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三四八）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人国立女性教育会館・独立行政法人勤労者退職金共済機構）、独立行政法人農畜産業振興機構令和六事業年度決算、令和七年浄化槽設備士試験合格者、令和六事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会裁決、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬関係　五二
会社その他
会社決算公告　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、日本国とオーストリアとの間で年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令について適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則

⑴　この協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度とし、並びに雇用保険制度に関し、失業等給付に関する雇用保険制度とする。オーストリアについては、年金保険、疾病保険、災害保険及び失業保険に関する制度とする。（第二条関係）

⑵　この協定は、一方の締約国又は両締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条、第四条関係）

2　適用法令に関する規定

⑴　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

⑵　年金制度に関し、被用者又は自営業者が一時的に相手国において就労する場合には、当該被用者については、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が五年を超えない場合に自国の法令のみを適用することとし、当該自営業者については、その居住国の法令のみを適用する。（第七条関係）

⑶　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの例外を認めることについて合意することができる。（第十条関係）

3　給付に関する規定

⑴　一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること等を定める。（第十三条、第十五条関係）

⑵　給付の額の計算については、それぞれの国内法の規定に従い、保険期間に応じた額を支給すること等を定める。（第十四条、第十七条関係）

4　雑則

⑴　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により保護される。（第二十三条関係）

⑵　この協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二十四条関係）

(3)　この協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。この協定の効力発生前に第七条1に規定する派遣を開始した者については、この協定の効力発生の日に派遣の期間が開始したものとみなす。(第二十六条関係)

(4)　この協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができ、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。(第二十七条、第二十八条関係)

条　約

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定を公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十二日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第九号

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定

日本国及びオーストリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストリア共和国をいう。

(b)　「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいう。

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

オーストリアについては、次条1に掲げる社会保障の各部門に関する法律、規則及び実施細則

(d)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

オーストリアについては、オーストリアの市民

(e)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

オーストリアについては、オーストリアの法令の運用を管轄する連邦大臣

(f)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

オーストリアについては、問題となっている事項の対処につき適用される法令に基づいて権限を有する機関

(g)　「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条2(a)に規定する日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

オーストリアについては、保険料納付期間又は関連する法令により保険期間と同等のものと認められる限りにおいて保険料納付期間として取り扱われる期間

(h)　「給付」とは、一方の締約国の年金制度の下での年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

1　オーストリアについては、次の社会保障の各部門について適用する。ただし、この協定の適用上、次の(b)から(d)までに規定するオーストリアの制度については、第二部の規定及び第二部の規定の適用のために使用される規定のみを適用する。

(a)　年金保険（公証人のための保険を除く。）
(b)　疾病保険
(c)　災害保険
(d)　失業保険

2　日本国については、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）
(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(b)　次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。ただし、この協定の適用上、第四条（1の規定を除く。）、第五条、第十三条から第十七条まで、第二十条から第二十二条まで、第二十六条（8の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

(i)　健康保険法（大正十一年法律第七十号）
(ii)　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
(iii)　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
(iv)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
(v)　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
(vi)　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
(vii)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(c)　失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。ただし、この協定の適用上、第四条（1の規定を除く。）、第五条、第六条、第七条4、第九条2、第十一条、第十三条から第十七条まで、第二十条から第二十二条まで、第二十六条（8の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(c)に規定する日本国の制度については、適用しない。

3　この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正が改正前の当該法令により規律され、又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない場合に限る。

4　オーストリアについては、1に掲げる社会保障の各部門に関する法令には、オーストリアと第三国との間で締結された協定その他の国際約束を含めない。ただし、保険制度間の負担の配分に関する規定を含む場合は、この限りでない。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、次の者に適用する。

(a)　いずれか一方の締約国又は両締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者
(b)　(a)に規定する者に由来する権利を有するその他の者

第四条　待遇の平等

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者であって、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に際し、当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

2　日本国については、1の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

3　1の規定は、次のオーストリアの法令の規定には、適用しない。

(a)　社会保障の分野における機関及び連合組織の管理並びに裁判に従事する被保険者及び雇用者の参加に関する法令
(b)　第三国との協定に起因する保険制度間の負担の配分に関する法令
(c)　兵役期間及びこれと同等のものと認められる期間の付与に関する法令（千九百三十八年三月十三日の直前にオーストリア国民であった日本国民を除く。）

第五条　海外の受給者への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三条に掲げる者であって第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民である場合と同一の条件で支給する。

3　1及び2の規定は、オーストリアの法令に基づく補償のための補足給付及び購買力を維持するための一回限りの支払金については、適用しない。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　この部の規定によりオーストリアの法令の対象となる者については、オーストリアの法令に基づく強制保険に加入する権利に関し、日本国の法令に基づく保険は、考慮されない。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣され、かつ、(i)当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合又は(ii)当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合には、当該被用者については、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、次のとおりとする。

(a)　第二条1(a)に規定するオーストリアの制度及び同条2(a)に規定する日本国の制度に関しては、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
(b)　第二条1(d)に規定するオーストリアの制度及び同条2(c)に規定する日本国の制度に関しては、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
(c)　第二条1(b)及び(c)に規定するオーストリアの制度並びに同条2(b)に規定する日本国の制度に関しては、両締約国の法令を適用する。

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請に基づき、当該被用者に対し1に規定する法令を引き続き適用することについて合意することができる。

3　1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後に当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

4　自営業者としての就労について、この協定がないとしたならば両締約国の法令に基づく制度に加入することとなる一方の締約国の居住者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その者が日本国の法令のみの適用を受けることとなる場合には、1(c)の規定を適用する。

5　この条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に日本国の領域内で雇用されている者又は日本国の領域内で自営業者として通常就労する者が第二条2(a)に規定する日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条　海上航行船舶又は国際運輸に従事する航空機において就労する被用者

1　一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者について、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者が当該一方の締約国の居住者でない限り、当該者については、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

2　国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、これらの者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。これらの者が日本国の法令のみの適用を受けることとなる場合には、第七条1(c)の規定を適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

日本国の権限のある当局又は実施機関及びオーストリアの権限のある当局は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　配偶者及び子

1　日本国の領域内で就労する者であって、オーストリアに事業所を有する雇用者により日本国に派遣される者が適用を受ける第七条（4の規定を除く。）又は前条の規定によりオーストリアの法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条2(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

2　日本国の領域内で就労する者であって、第七条4、第九条2又は前条の規定によりオーストリアの法令のみの適用を受けるもの（1に規定する者を除く。）に同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

(a)　第二条2(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

(b)　第二条2(b)(iii)及び(viii)に規定する日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（同条1(b)に規定するオーストリアの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

第十二条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　オーストリアの給付に関する規定

第十三条　通算

1　両締約国の法令による保険期間を有している者について、当該保険期間は、重複しない限りにおいて、必要があるときは、給付を受ける権利を取得するためにオーストリアにおける保険期間とみなして合算される。

2　オーストリアの法令による給付を決定するために考慮される保険期間の合計が十二箇月に満たない場合であり、かつ、当該保険期間により当該法令による給付を受ける権利がない場合には、オーストリアの法令による給付は、支給しない。

3　オーストリアの実施機関は、オーストリアの法令に従い、保険期間を合算し、及び次の規定を考慮することによって、申請者が給付を受ける権利を有するか否かを決定する。

(a)　オーストリアの法令が、特別な制度の対象となる職業における保険期間又は特定の職業若しくは雇用における保険期間を満たしていることを条件として特定の給付を支給する場合には、当該特別な制度に対応する制度又はこれがないときは同一の職業若しくは同一の雇用における日本国の法令による保険期間のみを考慮する。

(b)　オーストリアの法令が年金の支給期間に応じて参照期間（その期間中に保険期間が満たされなければならない。）を延長することを定めている場合には、日本国の法令による年金が支給されていた期間についても当該参照期間を延長する。

(c)　被用者又は自営業者として就労していた者の日本国における保険期間については、収入を伴う活動による強制保険の保険料納付期間として取り扱われる。

(d)　オーストリアの法令による給付を受ける権利を取得するためには、オーストリアが同種の社会保障に関する協定を有する第三国において保険期間を満たした者の当該保険期間についても考慮する。

第十四条　給付の額の計算

1　前条1の規定を適用することなくオーストリアの法令による給付を受ける権利が存在する場合には、オーストリアの実施機関は、当該法令により考慮される保険期間のみに基づいて給付の額を決定する。

2　前条1の規定に基づく期間の通算によってのみオーストリアの法令による給付を受ける権利が存在する場合には、オーストリアの実施機関は、二国間の協定に基づく給付の額の計算に関する国内法に従って給付の額を決定する。

第二章　日本国の給付に関する規定

第十五条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オーストリアの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条2(a)に規定する日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、

(a)　オーストリアの法令による保険期間は、日本国の厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(b)　オーストリアの法令により鉱山において常時の坑内作業に従事することによって満たした期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

第十六条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条2(a)に規定する日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がオーストリアの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

第十七条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十五条1又は前条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十五条1又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにオーストリアの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十五条1又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びオーストリアの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十五条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第四部　雑則

第十八条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十九条　連絡

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び代理人その他の関係者（居住地を問わない。）に対して、日本国については日本語により、オーストリアについてはドイツ語により、直接連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、日本国の権限のある当局及び実施機関は、オーストリアの公用語のうちの一の言語で作成されていることを理由として、また、オーストリアの権限のある当局及び実施機関は、日本語で作成されていることを理由として、申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条　申請、不服申立て及び申告

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告は、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十二条　給付の支払

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十三条　情報の保護

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3　1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a)　受領側の権限のある当局又は実施機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用する。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定の実施以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。

(b)　個々の事案において、受領側の権限のある当局又は実施機関は、伝達側の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用及び当該使用により得られた結果について伝達側の権限のある当局又は実施機関に通報する。

(c)　伝達側の権限のある当局又は実施機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関は、直ちにこれらの情報を訂正し、又は廃棄する。

(d)　伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、本人の請求に基づき、伝達された当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。

(e)　本人の請求があった場合には、

(i)　受領側の権限のある当局又は実施機関は、受領国の法律及び規則に従い、不法に取り扱われた情報の使用を停止し、又は当該情報を廃棄し、伝達側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちに当該情報の使用の停止又は廃棄を通報する。

(ii)　伝達側の権限のある当局又は実施機関は、自らが取り扱った不正確な情報を訂正し、受領側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(f)　一方の締約国は、情報の保護に関する個人の権利が侵害された場合において、当該個人が当該一方の締約国の独立しており、かつ、公平である裁判所に有効な苦情の申立てを行う権利を有すること並びに当該個人が効果的な救済措置及び適当な場合には補償を求める機会を与えられることを確保する。

(g)　伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関により、受領国の関連する法律及び規則に従って廃棄される。

(h)　伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、個人に関する情報の伝達及び受領の理由、内容及び日付を記録する。

(i)　伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、個人に関する情報を、特に、滅失並びに許可されていないアクセス、変更及び開示から効果的に保護する。

第二十四条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第二十五条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部　経過規定及び最終規定

第二十六条　経過規定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定により給付を受ける権利を確立するために、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実を考慮する。

3　この協定は、その効力発生前に一時金の支払又は保険料の還付により解決された権利については、適用しない。

4　この協定の効力発生前に行われた決定（給付を受ける権利を認めないことを含む。）は、5から7までの規定に従うことを条件として、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　オーストリアについては、この協定のみによって支払うべき給付の額は、受給者の申請に基づき、この協定の効力発生の日以降に決定する。当該申請がこの協定の効力発生から二年以内に提出された場合には、当該給付は、効力発生の日以降について支払う。その他の場合には、オーストリアの法令により決定された日以降について支払う。

6　オーストリアについては、この協定の効力発生前に決定された給付の額は、見直しを新たに行わない。

7　日本国については、この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

8　第七条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前に同条1に規定する派遣を開始した者については、当該派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十七条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十八条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日の前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定に基づいて取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年一月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
上川陽子
オーストリア共和国のために
E・ベルタニョーリ

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF AUSTRIA ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Republic of Austria,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement,

(a) The terms “a Contracting State” and “the other Contracting State” mean Japan or the Republic of Austria, as the context requires;

(b) The term “Austria” means the Republic of Austria;

(c) The term “legislation” means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese systems specified in paragraph 2 of Article 2,

as regards Austria,
the laws, regulations and statutory provisions concerning the branches of social security specified in paragraph 1 of Article 2;

(d) The term “national” means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards Austria,
an Austrian citizen;

(e) The term “competent authority” means,

as regards Japan,
any of the Governmental organizations competent for the Japanese systems specified in paragraph 2 of Article 2,

as regards Austria,
the Federal Ministers competent for the administration of the Austrian legislation;

(f) The term “competent institution” means,

as regards Japan,
any of the insurance institutions, or any association thereof, responsible for the operation of the Japanese systems specified in paragraph 2 of Article 2,

as regards Austria,
the institution competent under the applicable legislation to deal with the matter in question;

(g) The term “period of coverage” means,

as regards Japan,
a period of contributions under the Japanese legislation, concerning the Japanese pension systems specified in paragraph 2 (a) of Article 2, and any other periods taken into account under that legislation for establishing entitlement to benefits,

however, a period which shall be taken into account, for the purpose of establishing entitlement to benefits under that legislation, pursuant to other agreements on social security comparable with this Agreement, shall not be included,

as regards Austria,
periods of contribution or any period treated as such insofar as it is considered equivalent to a period of coverage by the relevant legislation;

(h) The term “benefit” means,

a pension or any other cash benefit under the pension systems of a Contracting State.

2. For the purpose of this Agreement, any term not defined in this Agreement shall have the meaning assigned to it under the applicable legislation.

Article 2
Matters Covered

This Agreement shall apply,

1. as regards Austria, to the following branches of social security:

(a) the pension insurance, with the exception of the insurance for notaries;

(b) the sickness insurance;

(c) the accident insurance; and

(d) the unemployment insurance;

however, for the purpose of this Agreement, only Part II and provisions which serve to the application of Part II shall apply to the Austrian systems specified in subparagraphs (b), (c) and (d) of this paragraph.

2. as regards Japan,

(a) to the following Japanese pension systems:

(i) the National Pension (except the National Pension Fund); and

(ii) the Employees’ Pension Insurance (except the Employees’ Pension Fund);

however, for the purpose of this Agreement, the National Pension shall not include the Old Age Welfare Pension or any other pensions which are granted on a transitional or complementary basis for the purpose of welfare and which are payable wholly or mainly out of national budgetary resources;

(b) to the Japanese health insurance systems implemented under the following laws, as amended:

(i) the Health Insurance Law (Law No. 70, 1922);

(ii) the Seamen’s Insurance Law (Law No. 73, 1939);

(iii) the National Health Insurance Law (Law No. 192, 1958);

(iv) the Law Concerning Mutual Aid Association for National Public Officials (Law No. 128, 1958);

(v) the Law Concerning Mutual Aid Association for Local Public Officials and Personnel of Similar Status (Law No. 152, 1962);

(vi) the Law Concerning Mutual Aid for Private School Personnel (Law No. 245, 1953); and

(vii) the Law Concerning the Security of Healthcare Treatment for Senior Citizens (Law No. 80, 1982);

however, for the purpose of this Agreement, Article 4 (except paragraph 1), Article 5, Articles 13 to 17, Articles 20 to 22, Article 26 (except paragraph 8), paragraph 2 of Article 28 shall not apply to the Japanese systems specified in subparagraph (b) of this paragraph; and

(c) to the Japanese employment insurance system concerning the unemployment benefits;

however, for the purpose of this Agreement, Article 4 (except paragraph 1), Articles 5, 6, paragraph 4 of Article 7, paragraph 2 of Article 9, Article 11, Articles 13 to 17, Articles 20 to 22, Article 26 (except paragraph 8) and paragraph 2 of Article 28 shall not apply to the Japanese system specified in subparagraph (c) of this paragraph.

3. This Agreement shall also apply to all amendments to the legislations of both Contracting States insofar as they do not modify substantially the scope of the systems regulated or implemented by those prior to such amendments.

4. As regards Austria, the legislation within the meaning of paragraph 1 of this Article shall not include treaties or other international agreements concluded between Austria and a third State, except insofar as they contain provisions relating to the apportionment of insurance burdens.

Article 3
Persons Covered

This Agreement shall apply to:

(a) persons who are or have been subject to the legislation of one or both of the Contracting States; and

(b) other persons who derive rights from the persons described in subparagraph (a) of this Article.

Article 4
Equality of Treatment

1. Unless otherwise provided in this Agreement, persons who are or have been subject to the legislation of one Contracting State, as well as other persons who derive rights from such persons, who ordinarily reside in the territory of the other Contracting State, shall receive equal treatment with nationals of that other Contracting State in the application of the legislation of that other Contracting State.

2. As regards Japan, the foregoing shall not affect the provisions on complementary periods for Japanese nationals on the basis of ordinary residence outside the territory of Japan under the Japanese legislation.

3. Paragraph 1 of this Article shall not apply to the provisions of Austrian legislation concerning:

(a) the participation of insured persons and employers in the administration of institutions and associations as well as adjudication in the field of social security;

(b) the apportionment of insurance burdens resulting from agreements with third States; and

(c) the crediting of periods of war service and periods considered as equivalent, except for Japanese nationals who were Austrian nationals immediately before March 13, 1938.

Article 5
Payment of Benefits to Beneficiaries Abroad

1. Unless otherwise provided in this Agreement, any provision of the legislation of one Contracting State which restricts entitlement to or payment of benefits solely because the person ordinarily resides outside or is absent from the territory of that Contracting State shall not be applicable to persons who ordinarily reside in the territory of the other Contracting State.

However, the foregoing shall not affect the provisions of the Japanese legislation which require a person who is aged 60 or over but under 65 on the date of the first medical examination or of death to reside ordinarily in the territory of Japan for the acquisition of entitlement to the Disability Basic Pension or the Survivors' Basic Pension.

2. Benefits under the legislation of a Contracting State shall be paid to the persons specified in Article 3, who ordinarily reside in the territory of a third State, under the same conditions as a national of that Contracting State.

3. Paragraphs 1 and 2 of this Article shall not apply to the compensatory supplement and single payments to maintain purchasing power under the Austrian legislation.

PART II
PROVISIONS CONCERNING THE APPLICABLE LEGISLATION

Article 6
General Provisions

1. Unless otherwise provided in this Agreement, a person who works as an employee or a self-employed person in the territory of a Contracting State shall, with respect to that employment or self-employment, be subject only to the legislation of that Contracting State.

2. When a person is subject to the Austrian legislation under this Part of this Agreement, an insurance under the Japanese legislation shall not be taken into account for the access to the compulsory insurance under the Austrian legislation.

Article 7
Special Provisions

1. Where an employee who is covered under the legislation of a Contracting State and employed in the territory of that Contracting State by an employer with a place of business in that territory is sent by that employer from that territory to work in the territory of the other Contracting State and:

(i) does not conclude an employment contract in the territory of that other Contracting State; or

(ii) concludes an employment contract with an employer with a place of business in the territory of that other Contracting State, but is under the direction of the employer with a place of business in the territory of the first Contracting State, that employee shall, with respect to that work, provided that the period of such detachment is not expected to exceed five years,

(a) be subject only to the legislation of the first Contracting State, as regards the Austrian system specified in paragraph 1(a) of Article 2 and the Japanese system specified in paragraph 2(a) of Article 2, as if that employee were working in the territory of the first Contracting State,

(b) be subject only to the legislation of the first Contracting State, as regards the Austrian system specified in paragraph 1(d) of Article 2 and the Japanese system specified in paragraph 2(c) of Article 2, as if that employee were working in the territory of the first Contracting State,

(c) be subject to the legislation of both Contracting States, as regards the Austrian systems specified in paragraph 1(b) and (c) of Article 2 and the Japanese systems specified in paragraph 2(b) of Article 2.

2. If the detachment referred to in paragraph 1 of this Article continues beyond five years, at the request of an employee and an employer, the competent authorities of the two Contracting States or the competent institutions designated by those competent authorities may agree that the employee remains subject to the legislation as specified in paragraph 1 of this Article.

3. Paragraph 1 of this Article shall also apply where a person who has been sent by his or her employer from the territory of one Contracting State to the territory of a third State is subsequently sent by that employer from the territory of the third State to the territory of the other Contracting State.

4. A person who would otherwise be covered under the legislation of both Contracting States with respect to self-employment and who is a resident of one Contracting State shall be subject only to the legislation of the Contracting State of which he or she is a resident. If this person is thus subject only to the Japanese legislation, paragraph 1(c) of this Article shall apply accordingly.

5. This Article shall not apply to a person who is employed in the territory of Japan by an employer with a place of business in that territory or who ordinarily works as a self-employed person in the territory of Japan, if that person is not covered under the Japanese legislation concerning the Japanese pension systems specified in paragraph 2(a) of Article 2.

Article 8
Employees on Board a Sea-Going Vessel or on an Aircraft in International Traffic

1. Where the legislation of both Contracting States would otherwise apply to a person who works as an employee on board a sea-going vessel flying the flag of a Contracting State, that person shall be subject only to the legislation of that Contracting State. Notwithstanding the foregoing, that person shall be subject only to the legislation of the other Contracting State if that person is employed by an employer with a place of business in the territory of the other Contracting State, provided that that person is not a resident of the first Contracting State.

2. A person who works as an employee on an aircraft in international traffic shall, with respect to that employment, be subject only to the legislation of the Contracting State in whose territory the employer is located.

Article 9
Members of Diplomatic Missions, Members of Consular Posts and Civil Servants

1. Nothing in this Agreement shall affect the provisions of the Vienna Convention on Diplomatic Relations of April 18, 1961 or of the Vienna Convention on Consular Relations of April 24, 1963.

2. Subject to paragraph 1 of this Article, where any civil servant of one Contracting State or any person treated as such in the legislation of that Contracting State is sent to work in the territory of the other Contracting State, that person shall be subject only to the legislation of the first Contracting State as if that person were working in the territory of the first Contracting State. If this person is thus subject only to the Japanese legislation, paragraph 1(c) of Article 7 shall apply accordingly.

Article 10
Exceptions to Articles 6 to 9

At the request of an employee and an employer or a self-employed person, the Japanese competent authorities or the Japanese competent institutions and the Austrian competent authority may by taking into account the nature and circumstances of the employment or self-employment, agree to grant an exception to Articles 6 to 9 in the interest of particular persons or categories of persons, provided that such persons or categories of persons shall be subject to the legislation of one of the Contracting States.

Article 11
Spouse and Children

1. While a person works in the territory of Japan and is subject to the Austrian legislation in accordance with Article 7 (except paragraph 4) or Article 10 applied to persons who are sent to Japan by an employer with a place of business in Austria, the spouse or children coming with that person shall be exempted from the Japanese legislation concerning the Japanese pension system specified in paragraph 2(a)(i) of Article 2 provided that the requirements specified in the Japanese legislation concerning the enforcement of the agreements on social security are fulfilled. However, when those spouse or children so request, the foregoing shall not apply.

2. While a person works in the territory of Japan and is subject only to the Austrian legislation in accordance with paragraph 4 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 or Article 10 applied to other persons than specified in paragraph 1 of this Article, the spouse or children coming with that person shall be exempted from:

(a) the Japanese legislation concerning the Japanese pension system specified in paragraph 2(a)(i) of Article 2, provided that the requirements specified in the Japanese legislation concerning the enforcement of the agreements on social security are fulfilled; and/or

(b) the Japanese legislation concerning the Japanese health insurance system specified in paragraph 2(b)(iii) and (vii) of Article 2, provided that those spouse or children are covered under the Austrian legislation specified in paragraph 1(b) of Article 2 and the requirements specified in the Japanese legislation concerning the enforcement of the agreements on social security are fulfilled.

However, when those spouse or children so request, subparagraphs (a) and/or (b) of this paragraph shall not apply.

Article 12
Compulsory Coverage

Articles 6 to 8, paragraph 2 of Article 9 and Article 11 shall apply only to compulsory coverage under the legislation of each Contracting State.

PART III
PROVISIONS CONCERNING BENEFITS

Chapter 1
Provisions concerning Austrian benefits

Article 13
Totalization

1. If a person has completed periods of coverage under the legislation of both Contracting States, these periods, insofar as they do not overlap, if necessary, shall be added together for the purpose of acquiring entitlement to a benefit, as if they were periods of coverage in Austria.

2. If the total duration of the periods of coverage to be taken into account for the determination of the benefit under the Austrian legislation is less than 12 months and due to these periods of coverage entitlement to a benefit does not exist under this legislation, no benefit is provided under the Austrian legislation.

3. The Austrian competent institution shall determine, in accordance with Austrian legislation, whether the claimant is entitled to a benefit by adding together the periods of coverage, and taking into account the following provisions:

(a) Where Austrian legislation makes the award of certain benefits conditional upon the completion of periods of coverage in an occupation covered by special schemes or in a specified occupation or employment, only periods of coverage under the Japanese legislation completed under a corresponding scheme or, failing that, in the same occupation or the same employment shall be taken into account for the award of such benefits.

(b) Where Austrian legislation provides that the period of payment of a pension shall prolong the reference period during which periods of coverage must be completed, periods during which a pension has been awarded under the Japanese legislation shall also prolong the aforesaid reference period.

(c) Japanese periods of coverage, during which the person concerned was employed or self-employed, shall be treated as periods of contributions of compulsory insurance due to gainful activity.

(d) Periods of coverage of a person completed in a third State, with which Austria has a social security agreement of the same kind, shall also be taken into account for the purpose of acquiring entitlement to a benefit under Austrian legislation.

Article 14
Calculation of the Amount of Benefits

1. Where entitlement to a benefit exists under Austrian legislation without the application of paragraph 1 of Article 13, the Austrian competent institution shall determine the amount of the benefit exclusively on the basis of the periods of coverage to be taken into account under that legislation.

2. Where entitlement to a benefit exists under Austrian legislation only by totalizing periods under paragraph 1 of Article 13, the Austrian competent institution shall determine the amount of the benefit in accordance with national law concerning the calculation of the amount of the benefits under bilateral agreements.

Chapter 2
Provisions concerning Japanese Benefits

Article 15
Totalization

1. Where a person does not have sufficient periods of coverage to fulfill the requirement for entitlement to Japanese benefits, the Japanese competent institution shall take into account, for the purpose of establishing entitlement to those benefits under this Article, the periods of coverage pursuant to the Austrian legislation insofar as they do not coincide with those periods of coverage pursuant to the Japanese legislation.

However, this paragraph shall not apply to lump-sum payments under the Japanese pension systems specified in subparagraph (a) of paragraph 2 of Article 2 on account of death or withdrawal.

2. In applying paragraph 1 of this Article,

(a) periods of coverage pursuant to the Austrian legislation shall be taken into account as periods of coverage pursuant to the Employees' Pension Insurance and as corresponding periods of coverage pursuant to the National Pension.

(b) periods of coverage recognized pursuant to the Austrian legislation as a period completed by permanent work underground in a mine shall be taken into account as a period of equivalent work under the Employees' Pension Insurance.

Article 16
Special Provisions concerning Disability Benefits and Survivors' Benefits

Where the Japanese legislation requires for entitlement to disability benefits or survivors' benefits (except lump-sum payments under the Japanese pension systems specified in subparagraph (a) of paragraph 2 of Article 2 on account of death) that the date of the first medical examination or of death lies within specified periods of coverage, this requirement shall be deemed to be fulfilled for the purpose of establishing entitlement to those benefits if such a date lies within periods of coverage pursuant to the Austrian legislation.

However, if entitlement to disability benefits or survivors' benefits (except lump-sum payments under the Japanese pension systems specified in subparagraph (a) of paragraph 2 of Article 2 on account of death) under the National Pension is established without applying this Article, this Article shall not be applied for the purpose of establishing entitlement to disability benefits or survivors' benefits (except lump-sum payments under the Japanese pension systems specified in subparagraph (a) of paragraph 2 of Article 2 on account of death) based on the same insured event under the Employees' Pension Insurance.

Article 17
Calculation of the Amount of Benefits

1. Where entitlement to a Japanese benefit is established by virtue of paragraph 1 of Article 15 or Article 16, the Japanese competent institution shall calculate the amount of that benefit in accordance with the Japanese legislation, subject to paragraphs 2 to 4 of this Article.

2. With regard to the Disability Basic Pension and other benefits, the amount of which is a fixed sum granted regardless of the period of coverage, if the requirements for receiving such benefits are fulfilled by virtue of paragraph 1 of Article 15 or Article 16, the amount to be granted shall be calculated according to the proportion of the sum of the periods of contribution and the premium-exempted periods under the pension system from which such benefits will be paid to the sum of those periods of contribution and premium-exempted periods and periods of coverage pursuant to the Austrian legislation.

3. With regard to disability benefits and survivors' benefits under the Employees' Pension Insurance, insofar as the amount of those benefits to be granted is calculated on the basis of the specified period determined by the Japanese legislation when the periods of coverage pursuant to the Employees' Pension Insurance are less than that specified period, if the requirements for receiving such benefits are fulfilled by virtue of paragraph 1 of Article 15 or Article 16, the amount to be granted shall be calculated according to the proportion of the periods of coverage under the Employees' Pension Insurance to the sum of those periods of coverage and periods of coverage pursuant to the Austrian legislation.

However, when the sum of the periods of coverage exceeds that specified period, the sum of the periods of coverage shall be regarded as equal to that specified period.

4. With regard to the Additional Pension for Spouses which is included in the Old-age Employees' Pension and any other benefits that may be granted as a fixed sum in cases where the period of coverage under the Employees' Pension Insurance equals or exceeds the specified period determined by the Japanese legislation, if the requirements for receiving such benefits are fulfilled by virtue of paragraph 1 of Article 15, the amount to be granted shall be calculated according to the proportion of the periods of coverage under the Employees' Pension Insurance to that specified period.

PART IV
MISCELLANEOUS PROVISIONS

Article 18
Administrative Collaboration

1. The competent authorities of the Contracting States shall:

(a) agree on the administrative measures necessary for the implementation of this Agreement;

(b) designate liaison agencies for the implementation of this Agreement; and

(c) communicate to each other, as soon as possible, all information about changes to their respective legislation insofar as those changes affect the implementation of this Agreement.

2. The competent authorities and competent institutions of the Contracting States, within the scope of their respective authorities, shall provide any assistance necessary for the implementation of this Agreement. This assistance shall be provided free of charge.

Article 19
Communication

1. In implementing this Agreement, the competent authorities and competent institutions of the two Contracting States may communicate directly in Japanese for Japan and in German for Austria with each other and with any concerned person including his or her representatives wherever the person may reside.

2. In implementing this Agreement, applications or any other documents may not be rejected by the Japanese competent authorities and competent institutions for the reason that they are written in one of the official languages of Austria nor by the Austrian competent authorities and competent institutions for the reason that they are written in Japanese.

Article 20
Charges or Fees and Legalization

1. Insofar as the legislation and other relevant laws and regulations of one Contracting State contain provisions on an exemption or reduction of administrative charges or consular fees for documents to be submitted under the legislation of that Contracting State, those provisions shall also apply to documents to be submitted in the application of this Agreement and the legislation of the other Contracting State.

2. Documents which are presented for the purpose of this Agreement and the legislation of a Contracting State shall not require legalization or any other similar formality by diplomatic or consular authorities.

Article 21
Applications, Appeals and Declarations

1. When a written application for benefits, an appeal or any other declaration under the legislation of one Contracting State is submitted to a competent authority or competent institution of the other Contracting State which is competent to receive similar applications, appeals or declarations under the legislation of that other Contracting State, that application for benefits, appeal or declaration shall be deemed to be submitted on the same date to the competent authority or competent institution of the first Contracting State and shall be dealt with according to the procedure and legislation of the first Contracting State.

2. The competent authority or competent institution of one Contracting State shall send the application for benefits, appeal or any other declaration submitted in accordance with paragraph 1 of this Article to the competent authority or competent institution of the other Contracting State without delay.

Article 22
Payment of Benefits

Payments of benefits under this Agreement may be made in the currency of either Contracting State. In case provisions for restricting the exchange of currencies or remittance are introduced by either Contracting State, the Governments of the Contracting States shall immediately consult on the measures necessary to ensure the payments of benefits by that Contracting State under this Agreement.

Article 23
Data Protection

1. The competent authorities or competent institutions of each Contracting State shall transmit, in accordance with the laws and regulations, personal data collected under its legislation to the competent authorities or competent institutions of the other Contracting State insofar as they are necessary for the implementation of this Agreement.

2. The competent authorities or competent institutions of each Contracting State may, upon the request of the competent authorities or competent institutions of the other Contracting State, transmit, in accordance with the laws and regulations, personal data collected under its legislation to the competent authorities or competent institutions of the other Contracting State insofar as they are necessary for the implementation of the legislation of that other Contracting State.

3. With regard to transmission in accordance with the provisions of paragraphs 1 and 2 of this Article, personal data shall be protected in accordance with the laws and regulations of the Contracting States and the following provisions:

(a) The transmitted personal data shall be used by the receiving competent authorities or competent institutions only for the purpose of the implementation of this Agreement, unless use for other purposes is mandatory under the laws and regulations of the receiving State for such specific purposes as the interests protected by criminal law and taxation;

(b) In individual cases the receiving competent authorities or competent institutions shall, upon the request of the transmitting competent authorities or competent institutions, inform that competent authorities or competent institutions of the use of the transmitted personal data and the results obtained thereof;

(c) The transmitting competent authorities or competent institutions shall ensure that the data to be transmitted are correct and limited to the extent necessary for the purpose of the transmission. If it becomes evident that incorrect data or data whose transmission is incompatible with the laws and regulations of the transmitting State were transmitted, the transmitting competent authorities or competent institutions shall immediately notify the receiving competent authorities or competent institutions of this fact. In this case the receiving competent authorities or competent institutions shall correct or delete this data immediately;

(d) The transmitting competent authorities or competent institutions and the receiving competent authorities or competent institutions shall, upon the request of the person concerned, inform that person of any personal data transmitted about him or her, of the purpose of, the legal basis for and the duration of the use of that personal data, and of the recipient of that personal data;

(e) On request of the person concerned:

(i) the receiving competent authorities or competent institutions shall, in accordance with the laws and regulations of the receiving State, suspend the use of the data handled illegally or delete such data and shall immediately inform the transmitting competent authorities or competent institutions of that suspension or that deletion; and

(ii) the transmitting competent authorities or competent institutions shall correct the inaccurate data handled by the transmitting competent authorities or competent institutions, and shall immediately inform the receiving competent authorities or competent institutions of that correction;

(f) Each Contracting State shall ensure that the person concerned has the right to lodge an effective complaint with an independent and impartial tribunal in that Contracting State where his or her rights to data protection are infringed and that the person concerned is given the possibility to seek an effective remedy and, where appropriate, compensation;

(g) Transmitted personal data shall be deleted by the receiving competent authorities or competent institutions in accordance with the relevant laws and regulations of the receiving State if they are no longer required for the purpose for which they were transmitted;

(h) The transmitting competent authorities or competent institutions and the receiving competent authorities or competent institutions shall record the cause, content and date of the transmission and the receipt of personal data;

(i) The transmitting competent authorities or competent institutions and the receiving competent authorities or competent institutions shall protect personal data effectively, especially against loss, unauthorized access, unauthorized modification and unauthorized disclosure.

Article 24
Resolution of Disagreement

Any disagreement regarding the interpretation or application of this Agreement shall be resolved by consultation between the authorities concerned of the two Contracting States.

Article 25
Headings

The headings of Parts, Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

PART V
TRANSITIONAL AND FINAL PROVISIONS

Article 26
Transitional Provisions

1. This Agreement shall not establish any entitlement to benefits for any period prior to its entry into force.

2. In the implementation of this Agreement, periods of coverage completed before its entry into force as well as other legally relevant events occurring before its entry into force shall be taken into account for establishing entitlement to benefits by virtue of this Agreement.

3. This Agreement shall not apply to rights settled by a lump-sum payment or a refund of contributions before its entry into force.

4. Subject to paragraphs 5 to 7 of this Article, decisions, including the decline of entitlement to a benefit, made before the entry into force of this Agreement shall not affect any rights to be established by virtue of this Agreement.

5. As regards Austria, the amount of a benefit due only by virtue of this Agreement shall be determined from the date of entry into force of this Agreement at the request of the beneficiary. Where the claim is submitted within two years from the entry into force of this Agreement, the benefit shall be paid from that date; otherwise the benefit shall be paid from the date determined under the legislation of Austria.

6. As regards Austria, the amount of a benefit determined before the entry into force of this Agreement shall not be reviewed anew.

7. As regards Japan, the application of this Agreement shall not, for a beneficiary, result in any reduction in the amount of benefits to which entitlement was established before the entry into force of this Agreement.

8. In applying paragraph 1 of Article 7, in the case of persons whose detachment referred to in the paragraph commenced prior to the entry into force of this Agreement, the period of such detachment shall be considered to begin on the date of entry into force of this Agreement.

Article 27
Entry into Force

This Agreement shall enter into force on the first day of the third month following the month in which the Contracting States shall have completed an exchange of diplomatic notes informing each other that their respective constitutional requirements necessary for the entry into force of this Agreement have been fulfilled.

Article 28
Duration and Termination

1. This Agreement shall remain in force for an indefinite period. Either Contracting State may give to the other Contracting State, through diplomatic channels, written notice of termination of this Agreement. In that event, this Agreement shall remain in force until the last day of the twelfth month following the month in which the termination was notified.

2. If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained, in respect of a person who submits an application for those benefits and who fulfils the requirements for entitlement to those benefits prior to the date of termination.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized thereto by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Tokyo, on 19 January, 2024, in the Japanese, German and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:
Yoko Kamikawa

For the Republic of Austria:
E. Bertagnoli

その他告示

○外務省告示第三百四十八号

第二十七条の交換公文に従い、令和七年九月十二日に東京で署名された社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定につき、両国が同協定の効力発生に必要な国内手続を了したことを相互に通告したので、同協定は、令和七年十一月一日に効力を生ずる。

令和七年九月十二日

外務大臣　岩屋　毅

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

独立行政法人国立女性教育会館令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人国立女性教育会館の財務諸表について、次のとおり公告します。主要な財務諸表のみを掲載していますので、詳細を御覧になりたい方は、当法人のホームページ（https://www.nwec.go.jp/）又は事務所にて閲覧下さい。

令和７年９月12日

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728
独立行政法人国立女性教育会館
理事長　萩原なつ子

貸　借　対　照　表

第24期（令和７年３月31日）

単位：円

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		383,248,329	
前払費用		51,676	
未収入金		3,546,428	
賞与引当金見返(注)		24,259,334	
流動資産合計			411,105,767
Ⅱ　固定資産			
１．有形固定資産			
建物	4,788,026,606		
建物減価償却累計額	−3,429,860,840		
建物減損損失累計額	−50,605,749	1,307,560,017	
構築物	437,635,853		
構築物減価償却累計額	−317,443,069	120,192,784	
車両運搬具	4,893,190		
車両運搬具減価償却累計額	−4,403,871	489,319	
工具器具備品	136,310,187		
工具器具備品減価償却累計額	−99,953,635	36,356,552	
リース資産	53,301,968		
リース減価償却累計額	−37,269,914	16,032,054	
土地		141,171,140	
有形固定資産合計		1,621,801,866	
２．無形固定資産			
ソフトウェア		10,597,306	
その他の無形固定資産		735,000	
無形固定資産合計		11,332,306	
３．投資その他の資産			
預託金		17,080	
退職給付引当金見返(注)		101,605,465	
投資その他の資産合計		101,622,545	
固定資産合計			1,734,756,717
資産合計			2,145,862,484
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		138,605,527	
預り寄附金(注)		13,210,804	
未払金		35,650,429	
リース債務		10,842,537	
預り金		1,030,866	
賞与引当金		24,259,334	
流動負債合計			223,599,497
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	76,778,742		
資産見返物品受贈額(注)	863,207	77,641,949	
リース債務		3,825,083	
退職給付引当金		101,605,465	
固定負債合計			183,072,497
負債合計			406,671,994

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	3,615,041,440		
資本金合計		3,615,041,440	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	2,106,677,907		
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額㈱	−3,729,929,887		
減損損失相当累計額㈱	−50,605,749		
除売却差額相当累計額㈱	−401,723,542		
資本剰余金合計		−2,075,581,271	
Ⅲ　利益剰余金			
積立金	192,921,432		
当期未処分利益	6,808,889		
（うち当期総利益　6,808,889）			
利益剰余金合計		199,730,321	
純資産合計			1,739,190,490
負債純資産合計			2,145,862,484

注記事項

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

第24期（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

経常費用		
業務費		
研修関係事業費		
給料手当	40,722,839	
福利厚生費	6,399,366	
業務委託費	4,013,745	
減価償却費	1,832,349	
賞与引当金繰入	4,268,672	
退職給付費用	1,737,986	
その他	5,831,818	64,806,775
調査研究関係事業費		
給料手当	18,450,773	
福利厚生費	2,899,422	
諸謝金	949,827	
業務委託費	1,200,636	
減価償却費	916,174	
印刷製本費	984,808	
賞与引当金繰入	1,933,954	
退職給付費用	787,408	
その他	2,572,342	30,695,344
広報・情報発信関係事業費		
給料手当	59,708,495	
福利厚生費	9,382,838	
図書費	9,821,029	
業務委託費	16,527,678	
減価償却費	4,173,568	
設備維持費	3,543,487	
光熱水料	2,213,861	
賞与引当金繰入	6,258,666	
退職給付費用	2,548,211	
その他	5,623,582	119,801,415
国際貢献関係事業費		
給料手当	18,450,773	
福利厚生費	2,899,422	
諸謝金	855,877	
旅費	2,167,426	
業務委託費	1,731,002	
減価償却費	788,043	
賞与引当金繰入	1,933,954	
退職給付費用	787,408	
その他	1,775,978	31,389,883
公共施設等運営事業等関係事業費		
給料手当	17,238,621	
福利厚生費	2,708,964	
借料及び損料	18,287,213	
光熱水料	48,684,251	
修繕費	1,820,435	
業務委託費	73,570,443	
減価償却費	10,066,027	
賞与引当金繰入	1,807,078	
退職給付費用	735,750	
その他	4,381,543	179,300,325
受託事業費		
給料手当	2,239,750	
諸謝金	449,185	
光熱水料	3,144,290	
業務委託費	963,945	
その他	342,540	7,139,710

一般管理費			
給料手当	76,515,962		
福利厚生費	12,427,506		
公租公課	557,850		
業務委託費	3,217,416		
減価償却費	3,553,677		
設備維持費	3,299,109		
賞与引当金繰入	8,057,010		
退職給付費用	3,280,405		
その他	4,688,694	115,597,629	
財務費用			
支払利息	229,343	229,343	
経常費用合計			548,960,424
経常収益			
運営費交付金収益㈱		457,195,587	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	10,694,886	10,694,886	
受取運営権収益		44,641,736	
受託収入			
受託収入（国以外）	7,139,710	7,139,710	
その他事業収入		1,680,628	
寄附金収益㈱		37,776	
賞与引当金見返に係る収益㈱		24,259,334	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		9,877,168	
財務収益			
受取利息	107	107	
雑益		242,381	
経常収益合計			555,769,313
経常利益			6,808,889
臨時損失			
固定資産除却損	791,095	791,095	
臨時損失合計			791,095
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱	791,095	791,095	
臨時利益合計			791,095
当期純利益			6,808,889
当期総利益			6,808,889

注記事項

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

第24期（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

Ⅰ　当期未処分利益		6,808,889
当期総利益	6,808,889	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	6,808,889	6,808,889

独立行政法人勤労者退職金共済機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）独立行政法人勤労者退職金共済機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年９月12日

東京都豊島区東池袋一丁目24番１号
独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長　梅森　　徹

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金	額	
（資産の部）			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		185,570,144,479	
有価証券		296,205,515,703	
金銭信託		2,766,578,022,784	
財形融資貸付金		198,841,719,927	
財形融資資金貸付金		5,797,167,282	
福祉施設等設置資金貸付金	47,065,000		
貸倒引当金	△ 4,874,383	42,190,617	
棚卸資産		1,784,421	
前払金		174,639,971	
前払費用		20,788,429	
未収収益		4,242,461,154	
未収金		1,870,316	
立替金		241,292	
賞与引当金見返㈱		964,739	
流動資産合計			3,457,477,511,114

Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	216,712,500		
減価償却累計額	△ 149,152,555	67,559,945	
構築物	11,684,925		
減価償却累計額	△ 10,454,121	1,230,804	
工具器具備品	2,351,346,319		
減価償却累計額	△ 867,159,478	1,484,186,841	
有形固定資産合計		1,552,977,590	
2　無形固定資産			
電話加入権		316,000	
ソフトウェア		615,321,877	
ソフトウェア仮勘定		11,309,557,956	
無形固定資産合計		11,925,195,833	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		3,212,488,482,649	
生命保険資産		175,672,599,527	
破産更生債権等	745,025,285		
貸倒引当金	△ 649,928,501	95,096,784	
長期前払費用		426,373	
敷金・保証金		182,438,000	
退職給付引当金見返㈱		13,783,369	
投資その他の資産合計		3,388,452,826,702	
固定資産合計			3,401,931,000,125
資　産　合　計			6,859,408,511,239
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
預り補助金等㈱		103,598,858	
一年以内返済予定の長期借入金		36,649,000,000	
一年以内返済予定の財形住宅債券		51,048,000,000	
未払給付金		7,992,369,994	
未払金		1,051,340,733	
未払費用		825,998,212	
未払消費税等		26,500	
前受金		3,887,396,930	
掛金前受金		1,322,577,720	
預り金		75,245,924	
賞与引当金		198,009,356	
短期リース債務		266,144,023	
流動負債合計			103,419,708,250
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返運営費交付金㈱	12,466,040		
資産見返補助金等㈱	26,635,446	39,101,486	
共済契約準備金			
支払備金	127,822,640,510		
責任準備金	5,861,416,668,575	5,989,239,309,085	
財形住宅債券	106,564,000,000		
債券発行差額	△ 200,374,900	106,363,625,100	
長期リース債務		800,174,140	
退職給付引当金		2,418,326,337	
固定負債合計			6,098,860,536,148
負　債　合　計			6,202,280,244,398
（純資産の部）			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		1,968,200	
資本金合計			1,968,200
Ⅱ　資本剰余金			
その他行政コスト累計額㈱			
減損損失相当累計額（－）㈱		△ 5,372,000	
除売却差額相当累計額（－）㈱		△ 904,000	
資本剰余金合計			△ 6,276,000
Ⅲ　利益剰余金			657,132,574,641
純 資 産 合 計			657,128,266,841
負債純資産合計			6,859,408,511,239

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行政コスト計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	611,088,802,945	
一般管理費	1,837,379,086	
財務費用	857,751,847	
臨時損失	7,843,743	
損益計算書上の費用合計		613,791,777,621
Ⅱ　その他行政コスト㈱		
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト㈱		613,791,777,621

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
経常費用			
業務費			
職員給与	881,807,747		
職員諸手当	290,433,251		
賞与	244,948,600		
法定福利費	275,461,964		
雑給	117,413,398		
退職給付金	466,131,090,628		
解約手当給付金	8,133,195,510		
他制度引渡金	5,717,491,365		
特退共へ通算引渡金	41,299,450		
ＤＢ・ＤＣへ引渡金	1,539,347,125		
差額給付金	7,199,589		
前納減額金	34,076,622		
証紙買戻金	70,283,770		
掛金前払への証紙交換金	133,428,270		
掛金助成還付金	17,998,640		
返還掛金	2,635,960,801		
雑費用	45,225,401		
運用費用	67,497,107,567		
減価償却費	28,184,252		
業務委託手数料	181,115,921		
業務委託費	1,309,968,558		
支払備金繰入	8,423,871,256		
責任準備金繰入	42,665,238,784		
賞与引当金繰入額	143,782,296		
退職給付費用	126,934,705		
その他	4,395,937,475	611,088,802,945	
一般管理費			
役員報酬	75,200,119		
職員給与	280,648,907		
職員諸手当	98,129,007		
賞与	88,854,474		
法定福利費	74,138,200		
雑給	19,760,243		
旅費交通費	3,989,412		
消耗品費	8,854,763		
雑役務費	276,553,057		
図書費	4,222,547		
減価償却費	650,161,747		
賞与引当金繰入額	54,227,060		
退職給付費用	97,883,394		
その他	104,756,156	1,837,379,086	
財務費用			
支払利息	857,751,847	857,751,847	
経常費用合計			613,783,933,878

経常収益			
運営費交付金収益㈱		25,867,687	
事業収益			
掛金及過去勤務掛金収入	483,395,807,245		
後納割増金収入	2,246,058		
特退共より通算引継金	284,101,949		
ＤＢ・ＤＣより引継金	6,482,706		
運用収入	20,263,509,029		
貸付金利息	1,675,263,385		
雑収入	25,824,197	505,653,234,569	
補助金等収益㈱		7,109,618,102	
資産見返運営費交付金戻入㈱		894,268	
資産見返補助金等戻入㈱		21,048,356	
貸倒引当金戻入		41,383,579	
賞与引当金見返に係る収益㈱		964,739	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 5,007,368	
財務収益			
受取利息	84,383		
有価証券利息	1,837,894	1,922,277	
雑益		27,100	
経常収益合計			512,849,953,309
経常損失			100,933,980,569
臨時損失			
固定資産除却損		7,843,743	
臨時損失合計			7,843,743
臨時利益			
前期損益修正益		1,980,873	
臨時利益合計			1,980,873
当期純損失			100,939,843,439
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			60,434,111
当期総損失㈱			100,879,409,328

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金			Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	純資産合計
	政府出資金	資本金合計	その他行政コスト累計額		資本剰余金合計		
			減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）			
当期首残高	1,968,200	1,968,200	△ 5,440,000	△ 836,000	△ 6,276,000	758,072,418,080	758,068,110,280
当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の除売却			68,000	△ 68,000	0		0
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額						△ 100,939,843,439	△ 100,939,843,439
当期変動額合計	0	0	68,000	△ 68,000	0	△ 100,939,843,439	△ 100,939,843,439
当期末残高	1,968,200	1,968,200	△ 5,372,000	△ 904,000	△ 6,276,000	657,132,574,641	657,128,266,841

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
退職給付金支出	△ 479,443,668,921
貸付けによる支出	△ 4,060,160,000
人件費支出	△ 3,002,803,660
その他の業務支出	△ 9,121,927,899
運営費交付金収入	27,768,000
事業収入	483,952,654,950
運用収入	22,036,684,840
貸付金利息による収入	1,675,671,649
貸付金回収による収入	29,887,557,438
補助金等収入	7,189,229,600
補助金等の精算による返還金の支出	△ 87,123,313
その他の業務収入	16,917,097
小計	49,070,799,781
利息の受取額	1,922,277
利息の支払額	△ 819,209,584
業務活動によるキャッシュ・フロー	48,253,512,474
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 30,358,000,000
定期預金の払出による収入	319,000,000
有価証券の取得による支出	△ 22,570,000,000
有価証券の償還による収入	315,183,815,107
投資有価証券の取得による支出	△ 412,361,836,000
生命保険資産の増加による支出	△ 13,935,490,559
生命保険資産の減少による収入	36,587,499,409
固定資産の取得による支出	△ 4,987,937,962
固定資産の除却による支出	△ 366,575
敷金・保証金の差入による支出	△ 7,503,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 132,130,819,880
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
債券の発行による収入	26,310,838,700
債券の償還による支出	△ 47,070,000,000
長期借入れによる収入	36,649,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 41,410,000,000
リース債務償還による支出	△ 165,983,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,686,144,647
Ⅳ　資金減少額	△ 109,563,452,053
Ⅴ　資金期首残高	264,975,596,532
Ⅵ　資金期末残高	155,412,144,479

〔重要な会計方針〕

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

当機構の運営費交付金の使途は、管理部門の活動に係る費用のみであることから、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
構築物	13年
工具器具備品	３～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）を耐用年数としております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、雇用促進融資勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

企業年金基金から支給される年金給付については、役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、各事業年度の発生時において費用処理しております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである雇用促進融資勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである雇用促進融資勘定の企業年金基金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．金銭信託の評価基準及び評価方法

時価法

７．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
８．棚卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　貯蔵品
移動平均法による低価法
９．債券発行差額の償却方法
債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております（定額法）。
10．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
12．その他の重要な事項
⑴　支払備金
当事業年度末までに請求を受けた退職金等の支払未済のもの及び、当事業年度末までに退職届があったものもしくは、退職届の提出はないが退職と認められるもの等の退職金で請求がないものの金額を計上しております。
⑵　責任準備金
被共済者の将来の退職金の支払いに備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）第19条の規定により、厚生労働大臣の定めるところ（令和４年厚生労働省発雇均0303第３号責任準備金の積立てについて）及び厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長の定めるところ（令和３年雇均勤発0329第１号責任準備金の積立てについて）による金額を計上しております。

〔貸借対照表注記〕
１．生命保険資産とは、生命保険会社に委託運用しているものです。
２．有価証券に関する事項
⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種　　類	貸借対照表計上額(円)	時価（円）	差額（円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	⑴国債・地方債等	110,892,470,359	111,867,240,000	974,769,641
	⑵金融債	4,500,000,000	4,504,050,000	4,050,000
	小　　計	115,392,470,359	116,371,290,000	978,819,641
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	⑴国債・地方債等	3,004,801,527,993	2,788,792,174,400	△ 216,009,353,593
	⑵金融債	388,500,000,000	377,021,330,000	△ 11,478,670,000
	小　　計	3,393,301,527,993	3,165,813,504,400	△ 227,488,023,593
合　　計		3,508,693,998,352	3,282,184,794,400	△ 226,509,203,952

⑵　満期保有目的の債券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	１年以内（円）	１年超５年以内（円）	５年超10年以内（円）	10年超（円）
債券				
⑴国債・地方債等	227,205,515,703	695,077,616,620	934,576,018,435	1,258,834,847,594
⑵金融債	69,000,000,000	236,000,000,000	88,000,000,000	—
合　　計	296,205,515,703	931,077,616,620	1,022,576,018,435	1,258,834,847,594

３．金融商品の状況に関する事項
資産の運用に当たっては、中小企業退職金共済法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率的に行うことを基本としております。
なお、財形勘定では、勤労者の財産形成に関する業務を行っており、主たる業務として、財産形成の促進及び生活安定のための持家取得資金の貸付を行っております。貸付業務は金融機関からの借入金及び財形住宅債券を財源としております。
また、雇用促進融資勘定の債権管理回収業務は補助金等を財源としております。
４．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額(円)	時価（円）	差額（円）
⑴有価証券及び投資有価証券	3,508,693,998,352	3,282,184,794,400	△ 226,509,203,952
①　満期保有目的の債券	3,508,693,998,352	3,282,184,794,400	△ 226,509,203,952
⑵金銭信託	2,766,578,022,784	2,766,578,022,784	—
⑶財形融資貸付金	198,841,719,927	183,937,772,731	△ 14,903,947,196
⑷財形融資資金貸付金	5,797,167,282	5,638,602,487	△ 158,564,795
⑸福祉施設等設置資金貸付金	47,065,000		
貸倒引当金	△ 4,874,383		
	42,190,617	46,869,712	4,679,095
⑹破産更生債権等	745,025,285		
貸倒引当金	△ 649,928,501		
	95,096,784	95,096,784	—
⑺長期借入金	(36,649,000,000)	(37,031,173,308)	(382,173,308)
⑻財形住宅債券	(157,612,000,000)		
債券発行差額	(△200,374,900)		
	(157,411,625,100)	(154,741,206,024)	(△2,670,419,076)

㈱　負債に計上されるものは（　）で示しております。

(注)　金融商品の時価の算定方法

⑴有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は金融機関から提示された価格によっております。

⑵金銭信託

金銭信託の時価は、金融機関から提示された価格によっております。

⑶財形融資貸付金、⑷財形融資資金貸付金

財形融資貸付金及び財形融資資金貸付金の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑸福祉施設等設置資金貸付金

福祉施設等設置資金貸付金の時価については、信用リスクを反映させた元利金合計額の将来キャッシュ・フローを見積り、決済日に応じたリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

⑹破産更生債権等

担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した額としております。

⑺長期借入金、⑻財形住宅債券

長期借入金及び財形住宅債券の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金及び財形住宅債券には、一年以内に返済予定のものが含まれております。

５．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを複数使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
金銭信託	643,486,579,973	2,123,091,442,811	—	2,766,578,022,784

⑵時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	1,725,078,610,000	1,557,106,184,400	—	3,282,184,794,400
財形融資貸付金	—	183,937,772,731	—	183,937,772,731
財形融資資金貸付金	—	5,638,602,487	—	5,638,602,487
福祉施設等設置資金貸付金	—	—	46,869,712	46,869,712
破産更生債権等	—	—	95,096,784	95,096,784
長期借入金	—	37,031,173,308	—	37,031,173,308
財形住宅債券	—	154,741,206,024	—	154,741,206,024

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭信託

金銭信託については、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル１の時価又はレベル２の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものは、レベル１の時価に分類しており、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、政府保証債、財投機関債、金融債がこれに含まれます。

財形融資貸付金、財形融資資金貸付金

財形融資貸付金及び財形融資資金貸付金の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

福祉施設等設置資金貸付金

福祉施設等設置資金貸付金の時価については、信用リスクを反映させて見積もった元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、決済日に応じたリスクフリーレートで割り引くとともに、貸倒見積高を控除して算出しており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した額としており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金、財形住宅債券

長期借入金及び財形住宅債券の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、長期借入金及び財形住宅債券には、一年以内に返済予定のものが含まれております。

６．退職給付に関する事項

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。

企業年金基金制度（積立型制度）では、労働関係法人企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（③に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	902,701,293円
勤務費用	18,778,339円
利息費用	18,956,724円
数理計算上の差異の当期発生額	△　90,960,710円
退職給付の支払額	△　34,670,922円
期末における退職給付債務	814,804,724円

②　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	676,991,728円
期待運用収益	0円
数理計算上の差異の当期発生額	△　1,056,730円
事業主からの拠出額	51,200,500円
退職給付の支払額	△　34,670,922円
期末における年金資産	692,464,576円

③　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,196,142,520円
退職給付費用	276,987,016円
退職給付への支払額	△　177,143,347円
期末における退職給付引当金	2,295,986,189円

④　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	814,804,724円
年金資産	△　692,464,576円
積立型制度の未積立退職給付債務	122,340,148円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,295,986,189円
小計	2,418,326,337円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,418,326,337円
退職給付引当金	2,418,326,337円
前払年金費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,418,326,337円

⑤　退職給付に関連する損益

勤務費用	18,778,339円
利息費用	18,956,724円
期待運用収益	0円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△　89,903,980円
簡便法で計算した退職給付費用	276,987,016円
合計	224,818,099円

⑥　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	21.7％
株式	20.6％
短期資産	3.5％
生命保険一般勘定	25.4％
その他資産	28.8％
合計	100.0％

⑦　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	2.1％
長期期待運用収益率	0.0％

７．資産除去債務に関する事項

当機構は、賃貸借契約に基づく事業所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔行政コスト計算書注記〕

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	613,791,777,621円
自己収入等	△505,698,548,398円
機会費用	47,350,828円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	108,140,580,051円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

〔損益計算書注記〕

１．特退共通算について

特退共とは、商工会、商工会議所、自治体など税務署長の承認を受けた団体が実施している特定退職金共済制度であります。

〔キャッシュ・フロー計算書注記〕

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金	185,570,144,479円
うち定期預金	30,158,000,000円
（差引）資金残高	155,412,144,479円

令和６事業年度決算公告

令和７年９月12日

東京都港区麻布台二丁目２番１号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　天羽　　隆

独立行政法人通則法（平成11年７月16日法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和６事業年度決算に係る財務諸表について公告します。

１．法人単位

⑴　貸借対照表（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		288,165,649,070	
有価証券		3,599,998,875	
賞与引当金見返(注)		158,566,491	
棚卸資産		24,258,285	
前払費用		282,440	
未収収益		270,320,374	
未収金		1,778,546,847	
流動資産合計			293,997,622,382
Ⅱ　固定資産			
有形固定資産			
建物	328,366,314		
減価償却累計額	△ 162,333,162	166,033,152	
車両運搬具	5,372,519		
減価償却累計額	△ 672,905	4,699,614	
工具器具備品	605,045,124		
減価償却累計額	△ 350,038,741	255,006,383	
土地		340,297,615	
有形固定資産合計		766,036,764	
無形固定資産			
電話加入権		2,045,100	
投資その他の資産			
投資有価証券		44,057,139,370	
関係会社株式	8,138,303,551		
投資評価引当金	△ 70,332,440	8,067,971,111	
退職給付引当金見返(注)		1,651,225,619	
敷金保証金		63,786,510	
自動車リサイクル預託金		18,420	
投資その他の資産合計		53,840,141,030	
固定資産合計			54,608,222,894
資産合計			348,605,845,276
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
リース債務		1,294,498	
運営費交付金債務(注)		517,559,000	
預り補助金等(注)			
大規模契約栽培産地育成強化事業補助金	77,281,631		
甘味資源作物・国内産糖調整交付金	1,006,292,558	1,083,574,189	
短期借入金		59,601,832,363	
売買事業費未払金		623,980,096	
未払金		9,814,417,904	
未払費用		46,999,657	
前受金		8,192,276	
預り金		22,826,995	
受入保証金		2,673,641,452	
賞与引当金		181,613,207	
流動負債合計			74,575,931,637
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	179,141,162		
資産見返補助金等	136,372,931	315,514,093	
長期預り補助金等(注)			
調整資金	47,488,949,892		
畜産業振興資金	201,267,366,207		
野菜生産出荷安定資金	46,980,054,744	295,736,370,843	
引当金			
退職給付引当金		1,835,289,192	
固定負債合計			297,887,174,128
負債合計			372,463,105,765

純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	30,554,662,197	
Ⅱ　繰越欠損金	57,099,468,699	
Ⅲ　評価・換算差額等		
関係会社株式評価差額金㈱	2,687,546,013	
純資産合計		△ 23,857,260,489
負債・純資産合計		348,605,845,276

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

⑵　行政コスト計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費		
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	22,450,071,464	
畜産業振興事業費	39,218,418,270	
加工原料乳補給金等事業費	37,871,694,869	
輸入乳製品売買事業費	21,978,044,582	
野菜生産出荷安定事業費	5,328,848,942	
野菜農業振興事業費	1,158,052,653	
糖価調整事業費	41,248,751,739	
でん粉価格調整事業費	9,250,192,320	
情報収集提供事業費	527,604,255	
肉用子牛補給金等事業費	16,947,890,937	
一般管理費	1,796,518,752	
賠償償還及払戻金㈱	41,867,576	
財務費用	157,564,779	
臨時損失	42,287,062	
損益計算書上の費用合計		198,017,808,200
Ⅱ　行政コスト		198,017,808,200

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

⑶　損益計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　経常費用			
業務経費			
交付金	115,757,625,704		
補助金	41,872,944,258		
買入費	21,826,669,753		
保管費	1,114,333		
国庫納付金	13,424,351,493		
借料及び損料	9,002,821		
賃金	63,459,615		
給与及び手当	978,296,156		
賞与	231,482,860		
法定福利費	205,801,497		
減価償却費	30,785,888		
その他	1,578,035,653	195,979,570,031	
一般管理費			
役員報酬	147,369,689		
給与及び手当	361,221,331		
賞与	87,405,784		
賞与引当金繰入	181,613,207		
法定福利費	95,290,699		
退職給付費用	188,964,247		
借料及び損料	193,327,771		
賃金	11,891,834		
減価償却費	55,971,086		
その他	473,463,104	1,796,518,752	
賠償償還及払戻金㈱		41,867,576	
財務費用			
支払利息		157,564,779	
経常費用合計			197,975,521,138
Ⅱ　経常収益			
運営費交付金収益㈱		2,533,169,208	
補助金等収益㈱			
甘味資源作物・国内産糖調整交付金戻入益	8,875,844,215		
糖価調整制度安定運営緊急対策交付金戻入益	6,000,000,000		
農畜産業振興対策交付金戻入益	34,800,000,000		
調整資金戻入益	58,802,180,476		
畜産業振興資金戻入益	17,894,765,546		
野菜生産出荷安定資金戻入益	5,402,441,539		
大規模契約栽培産地育成強化事業補助金戻入益	688,854,369	132,464,086,145	

糖価調整事業収入			
指定糖調整金収入	18,163,269,229		
異性化糖等調整金収入	1,781,860,664		
加糖調製品調整金収入	10,715,628,219	30,660,758,112	
でん粉価格調整事業収入		9,013,509,696	
輸入乳製品売渡収入		24,705,010,440	
資産見返運営費交付金戻入㈱		46,936,146	
資産見返補助金等戻入㈱		1,829,430	
賞与引当金見返に係る収益㈱		158,566,491	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		148,613,179	
財務収益			
受取利息	590,537,358		
有価証券売却益	1,105,042	591,642,400	
雑益			
雑益		31,288,960	
経常収益合計			200,355,410,207
経常利益			2,379,889,069
Ⅲ　臨時損失			
固定資産除却損		5,517,828	
繰入補填金		36,769,234	
臨時損失合計			42,287,062
Ⅳ　臨時利益			
過年度補助事業費返還金等㈱		1,603,698,319	
固定資産売却益		248,747	
投資評価引当金戻入益		2,590,894	
臨時利益合計			1,606,537,960
当期純利益			3,944,139,967
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			731,429,811
当期総利益			4,675,569,778

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

⑷　純資産変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））	Ⅲ　評価・換算差額等		純資産合計
	政府出資金	資本金合計		関係会社株式評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,554,662,197	30,554,662,197	△ 61,043,608,666	2,507,742,717	2,507,742,717	△ 27,981,203,752
当期変動額						
Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））の当期変動額（純額）			3,944,139,967			3,944,139,967
Ⅲ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）				179,803,296	179,803,296	179,803,296
当期変動額合計	0	0	3,944,139,967	179,803,296	179,803,296	4,123,943,263
当期末残高	30,554,662,197	30,554,662,197	△ 57,099,468,699	2,687,546,013	2,687,546,013	△ 23,857,260,489

⑸　キャッシュ・フロー計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△　21,522,285,184
	人件費支出	△　2,549,797,338
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費支出	△　38,747,153,143
	畜産業振興事業費支出	△　39,457,712,337
	加工原料乳補給金等事業費支出	△　38,901,088,081
	輸入乳製品売買事業費支出	△　55,039,976
	野菜生産出荷安定事業費支出	△　5,693,256,120
	野菜農業振興事業費支出	△　969,354,220
	糖価調整事業費支出	△　34,262,463,470
	でん粉価格調整事業費支出	△　3,275,907,321
	情報収集提供事業費支出	△　335,270,967
	肉用子牛補給金等事業費支出	△　16,798,861,366
	一般管理費支出	△　703,037,346
	その他の業務支出	△　41,867,576
	運営費交付金収入	3,073,177,000
	補助金等収入	140,656,402,812
	事業収入	64,936,357,793
	その他の収入	1,634,973,492
	小計	6,987,816,652
	利息及び配当金の受取額	353,759,307
	利息の支払額	△　157,566,397
	国庫納付金の支払額	△　13,424,351,493
	政府交付金の精算による返還金の支出	△　482,321,369
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△　6,722,663,300
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△　11,070,487,000
	有価証券の売却による収入	3,396,873,000
	有価証券の償還による収入	5,300,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△　65,354,677
	有形固定資産の売却による収入	530,000
	定期預金の預入による支出	△　240,700,000,000
	定期預金の払戻による収入	217,000,000,000
	敷金保証金の差入による支出	△　240,000
	敷金保証金の回収による収入	178,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△　26,138,500,677
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	34,251,135,679
	短期借入金の返済による支出	△　38,568,560,984
	リース債務の返済による支出	△　6,233,898
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△　3,878,468,387
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△　8,202,127,590
Ⅳ	資金減少額	△　41,063,291,567
Ⅴ	資金期首残高	172,528,940,637
Ⅵ	資金期末残高	131,465,649,070

重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～47年
車両運搬具	６年
工具器具備品	５年～15年

3　引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑵　退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4　棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっております。

5　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

①　取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

②　取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

⑵　関係会社株式

出資先持分額による評価（取得原価は移動平均法）によっております。

持分相当額が取得原価よりも下落した場合の評価差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

また、持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は、部分純資産直入法により処理を行い関係会社株式評価差額金として計上し、翌期に洗替えております。

⑶　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

6　収益及び費用の計上基準

⑴　輸入乳製品売渡収入

輸入乳製品売渡収入は、主に国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の売渡に係る収益であり、顧客との販売契約に基づいて指定乳製品等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

②　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡し

指定乳製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　糖価調整事業収入

糖価調整事業収入は、主に「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。)に基づく指定糖等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定糖等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻し

指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

⑶　でん粉価格調整事業収入

でん粉価格調整事業収入は、主に価格調整法に基づく指定でん粉等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定でん粉等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

7　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

9　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10　消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1　貸借対照表

⑴　固定資産（電話加入権）の減損の兆候について

種　　類	１回線当たり帳簿価額	回　線　数	帳　簿　価　額
電話加入権	13,818円	148回線	2,045,100円

使用中の回線は電話加入権の売買市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められましたが、ＮＴＴ東日本の公定価格が39,600円（１回線当たり）となっており、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

⑵　固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

次の職員宿舎は、当中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められます。

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名　　称	用　途	種類	場　　所	面　積	使用しなくなる日における帳簿価額の見込額
瀬ケ崎１・２・３号宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県さいたま市浦和区	―	6,446,925円
瀬ケ崎１・２・３号宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県さいたま市浦和区	383.47㎡	28,200,000円
越谷第１宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	―	3,510,500円
越谷第１宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円
越谷第２宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	―	3,665,375円
越谷第２宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円

②　使用しなくなる日

令和７年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要とは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については､廃止の時期が未定のため、記載しておりません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

2　収益認識

当法人は、補給金等勘定、砂糖勘定及びでん粉勘定のそれぞれの注記事項１に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

3　行政コスト計算書

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	198,017,808,200円
自己収入等	△67,617,498,150円
国庫納付額	△13,424,351,493円
機会費用	466,723,624円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	117,442,682,181円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

4　損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は32,338円であり、当該影響額を除いた当期総利益は4,675,537,440円であります。

5　キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	288,165,649,070円
うち定期預金	156,700,000,000円
（差引）資金残高	131,465,649,070円

6　有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

区　　分	期末における貸借対照表計上額	期末における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	897,292,487	918,720,000	21,427,513
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	44,055,271,687	42,227,710,000	△ 1,827,561,687
合　　計	44,952,564,174	43,146,430,000	△ 1,806,134,174

⑵　事業年度中に売却した満期保有目的の債券　（単位：円）

区　　分	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
国債・地方債等　※	3,495,767,958	3,496,873,000	1,105,042	高利回り債券への切替え
合　　計	3,495,767,958	3,496,873,000	1,105,042	

※国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

⑶　時価評価されない有価証券　（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
①　その他の有価証券	
○　非上場株式	2,704,574,071
合　　計	2,704,574,071
②　関係会社株式	
○　関連会社株式	8,067,971,111
合　　計	8,067,971,111

⑷　満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額　（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国債・地方債等　※	3,600,000,000	7,200,000,000	6,000,000,000	0
社債	0	12,700,000,000	7,300,000,000	8,650,000,000
合　　計	3,600,000,000	19,900,000,000	13,300,000,000	8,650,000,000

※国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

7　退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

⑵　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,925,430,972円
退職給付費用	159,025,043円
退職給付への支払額	△ 249,166,823円
期末における退職給付引当金	1,835,289,192円

⑶　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	159,025,043円

⑷　確定拠出制度

拠出額	29,939,204円

8　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等及び社債で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金、短期借入金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	44,952	43,146	△ 1,806

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

（注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,704
関係会社株式	8,067

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債等及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	内	容
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ②　帳簿価額 896,540円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営維持緊急支援資金融通事業） ②　帳簿価額 1,414,913円
⑵　不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成21年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	896,540円	1,414,913円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	令和６年４月18日 令和６年７月１日 令和６年10月22日 令和７年１月20日	令和６年10月22日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内	容
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営力向上緊急支援リース事業） ②　帳簿価額 11,675,587円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （国産食肉流通合理化緊急資金支援事業） ②　帳簿価額 100円
⑵　不要財産となった理由	平成24年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	平成24年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	11,675,587円	100円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	令和６年10月22日	令和６年10月22日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内	容
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肥育牛経営改善等緊急対策事業） ②　帳簿価額 3,864,481,247円	
⑵　不要財産となった理由	令和２年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し
⑹　国庫納付等の額	3,864,481,247円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	令和６年６月27日 令和６年10月22日
⑻　減資額	無し

10　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

11　重要な後発事象

該当事項はありません。

12　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当機構が実施している契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業について、事業を実施するに当たり、機構は交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定を行っていますが、平成22年４月以降、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、消費税相当額を含む価額で公表していたことが令和５年度に確認されました。

平均取引価額の算定誤りによって生じた追加交付などの取扱いについて、国等の関係機関と協議を行い、令和６年度に方針が決定されました。

当該方針に従い、令和６年度において、交付金が過少交付となっていた事業利用者に対して、119,085,680円（45者）に追加交付を行い、また、交付金が過大交付となっていた事業利用者からは、1,446,810円（４者）の返納がありました。未返納額については、令和６年度に当該事業に係る野菜生産出荷安定資金（長期預り補助金等）に36,769,234円を充当し、繰入補填金（臨時損失）として計上いたしました。

２．勘定別

⑴　貸借対照表（令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　　整	法人単位
資産の部								
Ⅰ　流動資産								
現金及び預金	246,016,885,914	7,859,746,221	32,151,416,271	1,489,079,783	560,257,619	88,263,262		288,165,649,070
有価証券	0	0	3,599,998,875	0	0	0		3,599,998,875
賞与引当金見返	70,120,857	0	38,138,774	36,322,642	9,080,661	4,903,557		158,566,491
棚卸資産	0	24,258,285	0	0	0	0		24,258,285
前払費用	0	0	0	282,440	0	0		282,440
未収収益	235,387,069	2,489,450	31,726,128	0	0	717,727		270,320,374
未収金	5,151,179	418,746	998,340	1,280,082,137	491,455,268	441,177		1,778,546,847
その他の流動資産	0	0	0	0	0	435,640,043	△ 435,640,043	0
流動資産合計	246,327,545,019	7,886,912,702	35,822,278,388	2,805,767,002	1,060,793,548	529,965,766	△ 435,640,043	293,997,622,382
Ⅱ　固定資産								
有形固定資産								
建物	198,178,132	0	27,032,228	99,925,936	3,230,018	0		328,366,314
減価償却累計額	△ 94,488,127	0	△ 18,438,265	△ 46,855,419	△ 2,551,351	0		△ 162,333,162
車両運搬具	2,519,711	0	950,936	1,466,698	435,174	0		5,372,519
減価償却累計額	△ 315,593	0	△ 119,104	△ 183,703	△ 54,505	0		△ 672,905
工具器具備品	218,990,982	0	171,086,843	143,850,852	71,116,447	0		605,045,124
減価償却累計額	△ 144,496,616	0	△ 86,667,438	△ 81,531,219	△ 37,343,468	0		△ 350,038,741
土地	239,797,615	0	28,200,000	72,300,000	0	0		340,297,615
有形固定資産合計	420,186,104	0	122,045,200	188,973,145	34,832,315	0		766,036,764

無形固定資産								
電話加入権	599,550	0	495,550	950,000	0	0		2,045,100
投資その他の資産								
投資有価証券	31,435,569,980	0	12,375,474,651	0	0	246,094,739		44,057,139,370
関係会社株式	8,138,303,551	0	0	0	0	0		8,138,303,551
投資評価引当金	△ 70,332,440	0	0	0	0	0		△ 70,332,440
退職給付引当金見返	560,023,210	0	413,552,806	556,591,629	81,895,512	39,162,462		1,651,225,619
敷金保証金	25,723,726	0	15,097,240	17,026,250	5,939,294	0		63,786,510
自動車リサイクル預託金	8,639	0	3,260	5,029	1,492	0		18,420
投資その他の資産合計	40,089,296,666	0	12,804,127,957	573,622,908	87,836,298	285,257,201		53,840,141,030
固定資産合計	40,510,082,320	0	12,926,668,707	763,546,053	122,668,613	285,257,201		54,608,222,894
資産合計	286,837,627,339	7,886,912,702	48,748,947,095	3,569,313,055	1,183,462,161	815,222,967	△ 435,640,043	348,605,845,276
負債の部								
Ⅰ　流動負債								
リース債務	1,294,498	0	0	0	0	0		1,294,498
運営費交付金債務	222,305,000	0	127,213,000	91,805,000	64,619,000	11,617,000		517,559,000
預り補助金等								
大規模契約栽培産地育成強化事業補助金	0	0	77,281,631	0	0	0		77,281,631
甘味資源作物・国内産糖調整交付金	0	0	0	1,006,292,558	0	0		1,006,292,558
短期借入金	0	0	0	59,601,832,363	0	0		59,601,832,363
売買事業費未払金	0	623,980,096	0	0	0	0		623,980,096
未払金	3,223,017,257	1,246,394,855	640,403,318	4,142,256,256	137,805,182	424,541,036		9,814,417,904
未払費用	21,061,625	9,287,422	5,859,184	7,070,813	2,423,450	1,297,163		46,999,657
前受金	0	8,192,276	0	0	0	0		8,192,276
預り金	8,092,634	2,040,635	3,456,443	5,805,232	2,985,801	446,250		22,826,995
受入保証金	0	1,432,665,991	0	1,015,444,521	225,530,940	0		2,673,641,452
賞与引当金	70,120,857	23,046,716	38,138,774	36,322,642	9,080,661	4,903,557		181,613,207
その他の流動負債	435,640,043	0	0	0	0	0	△ 435,640,043	0
流動負債合計	3,981,531,914	3,345,607,991	892,352,350	65,906,829,385	442,445,034	442,805,006	△ 435,640,043	74,575,931,637
Ⅱ　固定負債								
資産見返負債								
資産見返運営費交付金	0	0	67,786,568	70,581,493	40,773,101	0		179,141,162
資産見返補助金等	0	0	0	136,372,931	0	0		136,372,931
長期預り補助金等								
調整資金	47,488,949,892	0	0	0	0	0		47,488,949,892
畜産業振興資金	201,267,366,207	0	0	0	0	0		201,267,366,207
野菜生産出荷安定資金	0	0	46,980,054,744	0	0	0		46,980,054,744
引当金								
退職給付引当金	560,023,210	184,063,573	413,552,806	556,591,629	81,895,512	39,162,462		1,835,289,192
固定負債合計	249,316,339,309	184,063,573	47,461,394,118	763,546,053	122,668,613	39,162,462		297,887,174,128
負債合計	253,297,871,223	3,529,671,564	48,353,746,468	66,670,375,438	565,113,647	481,967,468	△ 435,640,043	372,463,105,765

純資産の部								
Ⅰ　資本金								
政府出資金	29,965,359,951	0	260,739,653	0	0	328,562,593		30,554,662,197
Ⅱ　利益剰余金（又は△繰越欠損金）								
前中期目標期間繰越積立金	869,987,387	4,357,241,138	9,544,072	0	354,459,966	0		5,591,232,563
積立金	14,583,680	0	61,920,301	0	210,399,248	1,267,721		288,170,950
当期未処理損失（又は△当期未処分利益）	△ 2,279,085	0	△ 62,996,601	63,101,062,383	△ 53,489,300	△ 3,425,185		62,978,872,212
（うち当期総損失（又は△当期総利益））	△ 2,279,085	0	△ 62,996,601	△ 4,553,379,607	△ 53,489,300	△ 3,425,185		△ 4,675,569,778
利益剰余金（又は△繰越欠損金）合計	886,850,152	4,357,241,138	134,460,974	△ 63,101,062,383	618,348,514	4,692,906		△ 57,099,468,699
Ⅲ　評価・換算差額等								
関係会社株式評価差額金	2,687,546,013	0	0	0	0	0		2,687,546,013
純資産合計	33,539,756,116	4,357,241,138	395,200,627	△ 63,101,062,383	618,348,514	333,255,499		△ 23,857,260,489
負債・純資産合計	286,837,627,339	7,886,912,702	48,748,947,095	3,569,313,055	1,183,462,161	815,222,967	△ 435,640,043	348,605,845,276

⑵　行政コスト計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用								
業務費								
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	22,450,071,464	0	0	0	0	0		22,450,071,464
畜産業振興事業費	39,218,418,270	0	0	0	0	0		39,218,418,270
加工原料乳補給金等事業費	0	37,871,694,869	0	0	0	0		37,871,694,869
輸入乳製品売買事業費	0	21,978,044,582	0	0	0	0		21,978,044,582
野菜生産出荷安定事業費	0	0	5,328,848,942	0	0	0		5,328,848,942
野菜農業振興事業費	0	0	1,158,052,653	0	0	0		1,158,052,653
糖価調整事業費	0	0	0	41,248,751,739	0	0		41,248,751,739
でん粉価格調整事業費	0	0	0	0	9,250,192,320	0		9,250,192,320
情報収集提供事業費	333,466,739	0	80,019,830	87,258,253	26,859,433	0		527,604,255
肉用子牛補給金等事業費	0	0	0	0	0	16,947,890,937		16,947,890,937
業務財源繰入	16,924,713,964	0	0	0	0	0	△ 16,924,713,964	0
一般管理費	561,315,240	275,359,127	311,092,242	475,357,754	137,397,120	35,997,269		1,796,518,752
賠償償還及払戻金	0	0	0	41,832,542	35,034	0		41,867,576
財務費用	94,562	0	2,893	157,325,980	141,344	0		157,564,779
臨時損失	2,603,842	0	37,754,650	1,479,825	448,745	0		42,287,062
損益計算書上の費用合計	79,490,684,081	60,125,098,578	6,915,771,210	42,012,006,093	9,415,073,996	16,983,888,206	△ 16,924,713,964	198,017,808,200
Ⅱ　行政コスト	79,490,684,081	60,125,098,578	6,915,771,210	42,012,006,093	9,415,073,996	16,983,888,206	△ 16,924,713,964	198,017,808,200

⑶　損益計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　経常費用								
業務経費								
交付金	21,708,902,203	37,768,363,446	5,097,120,000	33,328,300,615	3,220,100,940	14,634,838,500		115,757,625,704
補助金	38,813,718,370	0	991,297,034	0	0	2,067,928,854		41,872,944,258
買入費	0	21,826,669,753	0	0	0	0		21,826,669,753
保管費	0	1,114,333	0	0	0	0		1,114,333
国庫納付金	0	0	0	7,505,247,825	5,919,103,668	0		13,424,351,493
借料及び損料	3,227,322	708,404	1,676,504	2,102,449	1,073,200	214,942		9,002,821
賃金	17,664,562	3,337,058	18,181,341	12,344,232	9,006,533	2,925,889		63,459,615
給与及び手当	354,046,004	105,380,283	189,307,630	248,724,751	55,812,245	25,025,243		978,296,156
賞与	75,363,326	22,697,524	51,586,424	62,964,978	13,414,438	5,456,170		231,482,860
法定福利費	71,772,643	22,074,948	43,084,584	52,268,263	11,442,727	5,158,332		205,801,497
減価償却費	2,031,300	0	16,676,588	6,039,000	6,039,000	0		30,785,888
その他	955,230,743	99,393,702	157,991,320	118,017,879	41,059,002	206,343,007		1,578,035,653
一般管理費								
役員報酬	56,899,421	18,701,205	30,947,638	29,473,942	7,368,495	3,978,988		147,369,689
給与及び手当	122,577,732	49,489,983	50,772,905	91,844,437	38,997,657	7,538,617		361,221,331
賞与	27,387,025	11,073,573	14,091,633	23,632,833	9,491,548	1,729,172		87,405,784
賞与引当金繰入	70,120,857	23,046,716	38,138,774	36,322,642	9,080,661	4,903,557		181,613,207
法定福利費	32,624,287	12,701,407	15,597,448	23,275,065	8,998,156	2,094,336		95,290,699
退職給付費用	42,183,936	13,864,652	53,646,516	62,979,150	13,340,066	2,949,927		188,964,247
借料及び損料	64,893,133	19,389,101	38,615,809	46,666,156	18,697,729	5,065,843		193,327,771
賃金	4,096,217	1,346,613	2,166,930	3,082,830	912,459	286,785		11,891,834
減価償却費	27,282,868	0	9,259,560	15,354,227	4,074,431	0		55,971,086
その他	113,249,764	125,745,877	57,855,029	142,726,472	26,435,918	7,450,044		473,463,104
業務財源繰入	16,924,713,964	0	0	0	0	0	△　16,924,713,964	0
賠償償還及払戻金	0	0	0	41,832,542	35,034	0		41,867,576
財務費用								
支払利息	94,562	0	2,893	157,325,980	141,344	0		157,564,779
経常費用合計	79,488,080,239	60,125,098,578	6,878,016,560	42,010,526,268	9,414,625,251	16,983,888,206	△　16,924,713,964	197,975,521,138

Ⅱ　経常収益								
運営費交付金収益	611,959,391	0	660,892,066	911,253,861	297,927,018	51,136,872		2,533,169,208
補助金等収益								
甘味資源作物・国内産糖調整交付金戻入益	0	0	0	8,875,844,215	0	0		8,875,844,215
糖価調整制度安定運営緊急対策交付金戻入益	0	0	0	6,000,000,000	0	0		6,000,000,000
農畜産業振興対策交付金戻入益	0	34,800,000,000	0	0	0	0		34,800,000,000
調整資金戻入益	58,802,180,476	0	0	0	0	0		58,802,180,476
畜産業振興資金戻入益	17,894,765,546	0	0	0	0	0		17,894,765,546
野菜生産出荷安定資金戻入益	0	0	5,402,441,539	0	0	0		5,402,441,539
大規模契約栽培産地育成強化事業補助金戻入益	0	0	688,854,369	0	0	0		688,854,369
糖価調整事業収入								
指定糖調整金収入	0	0	0	18,163,269,229	0	0		18,163,269,229
異性化糖等調整金収入	0	0	0	1,781,860,664	0	0		1,781,860,664
加糖調製品調整金収入	0	0	0	10,715,628,219	0	0		10,715,628,219
でん粉価格調整事業収入	0	0	0	0	9,013,509,696	0		9,013,509,696
輸入乳製品売渡収入	0	24,705,010,440	0	0	0	0		24,705,010,440
資産見返運営費交付金戻入	0	0	15,369,661	20,996,848	10,569,637	0		46,936,146
資産見返補助金等戻入	0	0	0	1,829,430	0	0		1,829,430
業務財源受入	0	0	0	0	0	16,924,713,964	△ 16,924,713,964	0
賞与引当金見返に係る収益	70,120,857	0	38,138,774	36,322,642	9,080,661	4,903,557		158,566,491
退職給付引当金見返に係る収益	31,678,652	0	48,363,007	55,131,676	11,224,553	2,215,291		148,613,179
財務収益								
受取利息	465,432,255	6,312,813	114,823,392	0	0	3,968,898		590,537,358
有価証券売却益	1,105,042	0	0	0	0	0		1,105,042
雑益								
雑益	11,642,130	15,747,671	608,393	2,893,823	362,034	34,909		31,288,960
経常収益合計	77,888,884,349	59,527,070,924	6,969,491,201	46,565,030,607	9,342,673,599	16,986,973,491	△ 16,924,713,964	200,355,410,207
経常損失（又は△経常利益）	1,599,195,890	598,027,654	△ 91,474,641	△ 4,554,504,339	71,951,652	△ 3,085,285	0	△ 2,379,889,069
Ⅲ　臨時損失								
固定資産除却損	2,603,842	0	985,416	1,479,825	448,745	0		5,517,828
繰入補填金	0	0	36,769,234	0	0	0		36,769,234
臨時損失合計	2,603,842	0	37,754,650	1,479,825	448,745	0		42,287,062
Ⅳ　臨時利益								
過年度補助事業費返還金等	1,601,357,829	0	1,662,256	305,343	32,991	339,900		1,603,698,319
固定資産売却益	130,094	0	50,496	49,750	18,407	0		248,747
投資評価引当金戻入益	2,590,894	0	0	0	0	0		2,590,894
臨時利益合計	1,604,078,817	0	1,712,752	355,093	51,398	339,900		1,606,537,960
当期純損失（又は△当期純利益）	△ 2,279,085	598,027,654	△ 55,432,743	△ 4,553,379,607	72,348,999	△ 3,425,185		△ 3,944,139,967
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	598,027,654	7,563,858	0	125,838,299	0		731,429,811
当期総損失（又は△当期総利益）	△ 2,279,085	0	△ 62,996,601	△ 4,553,379,607	△ 53,489,300	△ 3,425,185		△ 4,675,569,778

⑷　キャッシュ・フロー計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー								
原材料、商品又はサービスの購入による支出	0	△ 21,522,285,184	0	0	0	0		△ 21,522,285,184
人件費支出	△ 853,822,093	△ 279,477,752	△ 462,700,965	△ 660,808,475	△ 233,910,235	△ 59,077,818		△ 2,549,797,338
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費支出	△ 38,747,153,143	0	0	0	0	0		△ 38,747,153,143
畜産業振興事業費支出	△ 39,457,712,337	0	0	0	0	0		△ 39,457,712,337
加工原料乳補給金等事業費支出	0	△ 38,901,088,081	0	0	0	0		△ 38,901,088,081
輸入乳製品売買事業費支出	0	△ 55,039,976	0	0	0	0		△ 55,039,976
野菜生産出荷安定事業費支出	0	0	△ 5,693,256,120	0	0	0		△ 5,693,256,120
野菜農業振興事業費支出	0	0	△ 969,354,220	0	0	0		△ 969,354,220
糖価調整事業費支出	0	0	0	△ 34,262,463,470	0	0		△ 34,262,463,470
でん粉価格調整事業費支出	0	0	0	0	△ 3,275,907,321	0		△ 3,275,907,321
情報収集提供事業費支出	△ 233,216,109	0	△ 36,743,966	△ 41,997,129	△ 23,313,763	0		△ 335,270,967
肉用子牛補給金等事業費支出	0	0	0	0	0	△ 16,798,861,366		△ 16,798,861,366
一般管理費支出	△ 185,812,471	△ 214,342,854	△ 100,476,456	△ 142,700,517	△ 46,656,935	△ 13,048,113		△ 703,037,346
その他の業務支出	△ 16,811,298,771	0	0	△ 41,832,542	△ 35,034	0	16,811,298,771	△ 41,867,576
運営費交付金収入	795,949,000	0	791,571,000	1,046,854,000	377,431,000	61,372,000		3,073,177,000
補助金等収入	82,182,965,088	34,800,000,000	7,791,333,724	15,882,104,000	0	0		140,656,402,812
事業収入	0	25,185,770,727	0	30,710,482,293	9,040,104,773	0		64,936,357,793
その他の収入	1,612,999,959	15,747,671	2,256,862	3,199,166	395,025	16,811,673,580	△ 16,811,298,771	1,634,973,492
小計	△ 11,697,100,877	△ 970,715,449	1,322,629,859	12,492,837,326	5,838,107,510	2,058,283	0	6,987,816,652
利息及び配当金の受取額	251,371,996	3,834,434	94,912,877	0	0	3,640,000		353,759,307
利息の支払額	△ 94,562	0	△ 4,511	△ 157,325,980	△ 141,344	0		△ 157,566,397
国庫納付金の支払額	0	0	0	△ 7,505,247,825	△ 5,919,103,668	0		△ 13,424,351,493
政府交付金の精算による返還金の支出	0	0	0	△ 482,321,369	0	0		△ 482,321,369
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,445,823,443	△ 966,881,015	1,417,538,225	4,347,942,152	△ 81,137,502	5,698,283		△ 6,722,663,300
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出	△ 4,894,761,000	0	△ 6,175,726,000	0	0	0		△ 11,070,487,000
有価証券の売却による収入	3,396,873,000	0	0	0	0	0		3,396,873,000
有価証券の償還による収入	600,000,000	0	4,700,000,000	0	0	0		5,300,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 27,434,419	0	△ 15,653,195	△ 17,274,640	△ 4,992,423	0		△ 65,354,677
有形固定資産の売却による収入	277,190	0	107,590	106,000	39,220	0		530,000
定期預金の預入による支出	△ 194,100,000,000	△ 13,100,000,000	△ 33,500,000,000	0	0	0		△ 240,700,000,000
定期預金の払戻による収入	177,300,000,000	10,000,000,000	29,700,000,000	0	0	0		217,000,000,000
敷金保証金の差入による支出	0	0	0	△ 240,000	0	0		△ 240,000
敷金保証金の回収による収入	0	0	0	124,000	54,000	0		178,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,725,045,229	△ 3,100,000,000	△ 5,291,271,605	△ 17,284,640	△ 4,899,203	0		△ 26,138,500,677

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入	0	0	0	33,677,880,803	573,254,876	0		34,251,135,679
短期借入金の返済による支出	0	0	0	△ 37,995,306,108	△ 573,254,876	0		△ 38,568,560,984
リース債務の返済による支出	△ 2,502,424	0	△ 3,400,301	△ 255,402	△ 75,771	0		△ 6,233,898
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 3,878,468,387	0	0	0	0	0		△ 3,878,468,387
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,880,970,811	0	△ 3,400,301	△ 4,317,680,707	△ 75,771	0		△ 8,202,127,590
Ⅳ　資金増加額（又は△減少額）	△ 33,051,839,483	△ 4,066,881,015	△ 3,877,133,681	12,976,805	△ 86,112,476	5,698,283		△ 41,063,291,567
Ⅴ　資金期首残高	142,168,725,397	7,926,627,236	20,228,549,952	1,476,102,978	646,370,095	82,564,979		172,528,940,637
Ⅵ　資金期末残高	109,116,885,914	3,859,746,221	16,351,416,271	1,489,079,783	560,257,619	88,263,262		131,465,649,070

(5)　勘定ごとの利益の処分又は損失の処理の状況と全ての勘定を合算した額を並列的に示す書類　（単位：円）

	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	2,279,085	0	62,996,601	△ 63,101,062,383	53,489,300	3,425,185	△ 62,978,872,212
当期総利益（△当期総損失）	2,279,085	0	62,996,601	4,553,379,607	53,489,300	3,425,185	4,675,569,778
前期繰越欠損金（△）	0	0	0	△ 67,654,441,990	0	0	△ 67,654,441,990
Ⅱ　利益処分又は損失の処理額	2,279,085	0	62,996,601	0	53,489,300	3,425,185	122,190,171
積立金の積立（△取崩）	2,279,085	0	62,996,601	0	53,489,300	3,425,185	122,190,171
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	0	0	0	△ 63,101,062,383	0	0	△ 63,101,062,383

令和７年浄化槽設備士試験合格者公告

浄化槽設備士に関する省令（昭和59年建設省令第17号、最終改正令和６年国土交通省令第62号）第11条の規定により、令和７年浄化槽設備士試験合格者の受験番号を、次のとおり公告する。

令和７年９月12日

公益財団法人　日本環境整備教育センター

理事長　由田　秀人

試験地　宮城県

10003　10004　10006　10009　10010
10012　10013　10019　10021　10024
10026　10032　10033　10037　10040
10041　10044　10050　10052　10054
10057　10085　10089　10091　10098
10099　10100　10102

試験地　東京都

20002　20004　20005　20007　20008
20014　20017　20019　20026　20027
20029　20030　20033　20034　20036
20037　20038　20041　20042　20044
20049　20050　20052　20054　20055
20066　20067　20081　20084　20088
20091　20095　20099　20102　20106
20108　20111　20112　20115　20119
20121　20122　20129　20130　20138
20140　20141　20148　20151　20154
20156　20162　20165　20166　20169
20170　20173　20185　20186　20193
20194　20198　20204　20209　20211
20218　20219　20221　20222　20225
20237

試験地　愛知県

30006　30007　30008　30009　30010
30012　30015　30019　30023　30026
30027　30030　30031　30034　30035
30039　30040　30043　30045　30051
30052　30056　30057　30058　30060
30062　30063　30069　30071　30074
30076　30081　30082　30087　30089
30090　30092　30095　30097　30098
30101

試験地　大阪府

40001　40002　40003　40006　40009
40020　40025　40026　40029　40038
40039　40042　40045　40046　40058
40059　40061　40062　40063　40065
40068　40071　40078　40083　40095
40096　40098　40112　40125　40129
40130　40137　40138　40140　40142
40143　40144　40148　40151

試験地　福岡県

50002　50004　50005　50006　50007
50011　50013　50016　50019　50020
50025　50026　50027　50032　50034
50036　50039　50044　50046　50047
50051　50060　50061　50062　50080
50081　50085　50088　50092　50098
50100　50102　50104　50107　50110
50118　50119　50124　50132　50133
50141　50145　50148　50154　50166
50172　50177　50187　50188　50191
50196　50203　50205　50212

令和６事業年度全国健康保険協会の財務諸表に関する公告

健康保険法（大正11年法律第70号）第７条の28に基づき、令和６事業年度の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年９月12日　　東京都新宿区四谷一丁目６番１号ＹＯＴＳＵＹＡ　ＴＯＷＥＲ６階
全国健康保険協会理事長　北川　博康

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

【健康保険勘定】　（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	5,916,859,555,254	
未収入金	143,547,611,923	
前払費用	272,782,970	
未収収益	196,699,144	
被保険者貸付金	18,398,259	
その他	1,561,106	
貸倒引当金	△　9,160,727,764	
流動資産合計		6,051,735,880,892
Ⅱ　固定資産		
１　有形固定資産		
建物	1,547,905,454	
工具備品	126,413,913	
リース資産	19,655,453,484	
有形固定資産合計	21,329,772,851	
２　無形固定資産		
ソフトウェア	23,229,964,796	
リース資産	170,419,426	
ソフトウェア仮勘定	16,964,186,919	
無形固定資産合計	40,364,571,141	
３　投資その他の資産		
敷金	399,245,436	
投資その他の資産合計	399,245,436	
固定資産合計		62,093,589,428
資産合計		6,113,829,470,320
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
未払金	737,807,787,579	
未払費用	863,544,231	
預り補助金	11,000	
預り金	63,320,907	
前受収益	5,634,362,826	
短期リース債務	7,889,354,176	
仮受金	160,812	
賞与引当金	1,550,261,469	
役員賞与引当金	9,698,923	
流動負債合計		753,818,501,923
Ⅱ　固定負債		
長期リース債務	10,358,906,989	
資産除去債務	2,207,536,693	
退職給付引当金	23,606,258,315	
役員退職手当引当金	16,773,236	
固定負債合計		36,189,475,233
負債合計		790,007,977,156
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	6,594,277,976	
資本金合計		6,594,277,976
Ⅱ　健康保険法第160条の２の準備金		
準備金	5,038,646,483,560	
準備金合計		5,038,646,483,560
Ⅲ　利益剰余金		
当期未処分利益	278,580,731,628	
（うち当期純利益）	(278,580,731,628)	
利益剰余金合計		278,580,731,628
純資産合計		5,323,821,493,164
負債・純資産合計		6,113,829,470,320

損　益　計　算　書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

【健康保険勘定】　（単位：円）

経常費用		
事業費用		
保険給付費		7,281,052,957,123
拠出金等		
前期高齢者納付金	1,286,049,759,318	
後期高齢者支援金	2,339,056,506,755	
退職者給付拠出金	11,379,095	
病床転換支援金	1,171,513	3,625,118,816,681
介護納付金		1,083,513,633,262

業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	7,962,167,353		
福利厚生費	11,733,029		
委託費	8,867,923,655		
郵送費	6,794,410,664		
減価償却費	3,971,646,214		
その他	845,849,287	28,453,730,202	
レセプト業務経費			
人件費	5,237,642,403		
福利厚生費	9,514,989		
委託費	2,171,201,983		
郵送費	1,475,135,748		
減価償却費	1,539,776,058		
その他	37,869,672	10,471,140,853	
保健事業経費			
人件費	6,509,295,836		
福利厚生費	10,908,394		
健診費用	147,230,234,172		
委託費	12,752,165,704		
郵送費	1,612,365,586		
減価償却費	2,724,608,073		
その他	1,570,852,312	172,410,430,077	
福祉事業経費		353,518	
その他業務経費		3,733,020,760	215,068,675,410
一般管理費			
人件費		5,657,395,093	
福利厚生費		5,185,250	
一般事務経費			
委託費	12,295,147,760		
賃借料	76,445,342		
地代家賃	4,460,114,727		
修繕費	6,213,936,625		
その他	3,603,983,640	26,649,628,094	
減価償却費		7,454,353,541	
貸倒引当金繰入額		981,249,506	
その他		886,869,166	41,634,680,650
事業費用合計			12,246,388,763,126
事業外費用			
財務費用			
支払利息		183,289,801	183,289,801
雑損			9,900
事業外費用合計			183,299,701
経常費用合計			12,246,572,062,827
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益			11,264,593,600,000
任意継続被保険者保険料収益			62,310,030,229
国庫補助金収益			1,163,917,407,690
国庫負担金収益			5,054,886,000
保険給付返還金収入			6,283,322
診療報酬返還金収入			87,678,520
返納金収入			12,739,627,435
損害賠償金収入			6,987,647,216

拠出金等返還金収入		238,123,440	
解散健康保険組合承継金		232,676,607	
出産育児交付金収益		5,896,135,057	
その他		288,477,853	
事業収益合計			12,522,352,573,369
事業外収益			
財務収益			
受取利息	2,882,794,510	2,882,794,510	
雑益		6,885,218	
事業外収益合計			2,889,679,728
経常収益合計			12,525,242,253,097
経常利益			278,670,190,270
特別損失			
固定資産除却損		88,899,292	88,899,292
税引前当期純利益			278,581,290,978
法人税、住民税及び事業税			559,350
当期純利益			278,580,731,628

キャッシュ・フロー計算書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

【健康保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	保険給付費支出	△ 7,267,507,800,020
	拠出金等支出	△ 3,628,060,069,474
	介護納付金支出	△ 1,083,163,995,262
	国庫補助金返還金支出	△ 786,009,993
	被保険者貸付金支出	△ 39,029,900
	人件費支出	△ 25,119,520,242
	その他の業務支出	△ 213,195,495,430
	保険料等交付金収入	11,577,658,120,000
	任意継続被保険者保険料収入	65,095,099,064
	国庫補助金収入	1,163,958,573,683
	国庫負担金収入	5,054,886,000
	拠出金等返還金収入	238,123,440
	被保険者貸付返済金収入	39,845,048
	その他の業務収入	18,764,682,529
	小計	612,937,409,443
	利息の支払額	△ 168,326,617
	利息の受取額	2,686,095,366
	法人税等の還付額	5,841
	法人税等の支払額	△ 533,610
	業務活動によるキャッシュ・フロー	615,454,650,423
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の取得による支出	△ 5,200,000,000,000
	定期預金の払戻による収入	5,200,000,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 801,411,383
	無形固定資産の取得による支出	△ 14,740,607,518
	その他の投資活動による支出	△ 77,507,568
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,619,526,469
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の償還による支出	△ 6,469,603,798
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,469,603,798
Ⅳ	資金の増加額	593,365,520,156
Ⅴ	資金期首残高	5,323,494,035,098
Ⅵ	資金期末残高	5,916,859,555,254

利益の処分に関する書類

【健康保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		278,580,731,628
	当期純利益	278,580,731,628	
Ⅱ	利益処分額		278,580,731,628
	健康保険法第160条の２の準備金繰入額	278,580,731,628	
Ⅲ	次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の２の準備金残高は5,317,227,215,188円となります。

なお、健康保険法第160条の２の準備金として積み立てなければならない金額は885,615,289,083円であります。

【健康保険勘定】

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年９月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～18年

工具備品　３～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年６月21日法律第83号）附則第15条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸　役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．健康保険法第160条の２の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第46条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　　20,543,973,887円

Ⅳ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	5,916,859,555,254円
資金期末残高	5,916,859,555,254円

２．重要な非資金取引の内容

⑴　当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ15,493,987,846円であります。

⑵　当事業年度に新たに計上した資産除去債務に係る負債の額は、2,203,905,418円であります。

Ⅵ　金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条の２に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	5,916,859,555,254	5,916,859,555,254	—
⑵　未収入金	143,547,611,923		
貸倒引当金	△　9,160,727,764		
	134,386,884,159	134,386,884,159	—
⑶　被保険者貸付金	18,398,259	18,398,259	—
資産計	6,051,264,837,672	6,051,264,837,672	—
⑴　未払金	737,807,787,579	737,807,787,579	—
⑵　リース債務	18,248,261,165	18,026,795,594	△　221,465,571
負債計	756,056,048,744	755,834,583,173	△　221,465,571

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

⑶　被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

Ⅶ　退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,640,854,239円
勤務費用	1,123,040,280円
利息費用	26,002,637円
数理計算上の差異の発生額	△3,354,084,426円
退職給付の支払額	△880,452,162円
退職給付債務の期末残高	20,555,360,568円

⑵　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	20,555,360,568円
未積立退職給付債務	20,555,360,568円
未認識数理計算上の差異	3,050,897,747円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,606,258,315円
退職給付引当金	23,606,258,315円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,606,258,315円

⑶　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,123,040,280円
利息費用	26,002,637円
数理計算上の差異の費用処理額	315,094,800円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,464,137,717円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　1.54％

Ⅷ　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間満了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（４～６年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0.510～0.904％）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,203,905,418円
時の経過による調整額	3,631,275円
資産除去債務の履行による減少額	—円
期末残高	2,207,536,693円

Ⅸ　重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件　　名	翌事業年度以降の支払予定額
協会システムにおける工程管理支援等業務	1,432,377,100円
次期健康保険システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴う機器等の維持管理費	1,639,653,120円
インターネット用システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴う機器等の維持管理費	223,875,806円
本部・支部事務所賃料等	5,588,933,701円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務に伴う機器等の維持管理費	1,007,220,170円
マイナンバー管理システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務に伴う機器等の維持管理費	258,647,922円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務（回線使用料）	177,743,610円
保健事業アプリケーション改修（保険証廃止・電子申請対応）	474,411,685円
マイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の対応に伴う全国健康保険協会マイナンバー管理システムアプリケーションに係る設計・開発・試験（機能追加）	372,004,050円
マイナンバーカードと保険証の一体化対応に伴う全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーションに係る設計・開発・試験（機能追加）	414,195,760円
全国健康保険協会システム　ヘルプデスク業務一式	149,535,672円
電子申請等の対応に伴う全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーションに係る設計・開発・試験（機能追加）	1,681,089,080円
全国健康保険協会システム　システム運用業務一式	2,831,004,000円
全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション保守業務一式	2,272,296,367円

全国健康保険協会統計分析アプリケーション保守業務一式	865,289,194円
全国健康保険協会マイナンバー管理システムアプリケーションに係る保守業務一式	1,342,219,164円
第四期制度改正及び40歳未満事業者健診対応に伴う保健事業アプリケーション改修（フェーズ３）	146,423,794円
第四期制度改正及び40歳未満事業者健診対応に伴う保健事業アプリケーション改修（フェーズ４）	327,940,756円
全国医療情報プラットフォーム開発事業（電子カルテ情報共有サービス）に伴う保健事業アプリケーション改修	126,151,850円
保健事業アプリケーションに係る基盤中期更改対応	456,256,801円
マイナンバー管理システムアプリケーションに係る基盤更改対応	288,835,207円
統計分析アプリケーションに係る基盤中期更改対応	538,145,289円
ポータル・コミュニケーションツールに係る基盤更改対応及びデータ移行等業務一式（機器類の維持管理費）	386,567,500円
インターネット用システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（機器類の維持管理費）	2,872,064,402円
マイナンバー管理システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（機器類の維持管理費）	1,141,026,139円
健康保険システム・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供等の業務に伴う機器等の維持管理費	500,226,859円
健康保険システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（機器類の維持管理費）	7,250,982,981円
ＩＡサーバー更改に係るハードウェア等の構築一式（機器類の維持管理費）	1,248,934,786円
カラー複合機賃貸借及び設置等並びに保守業務一式（維持管理費）	384,609,060円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務に伴う機器等の維持管理費	3,470,246,087円
全国健康保険協会　適用・徴収・現金給付等アプリケーション保守業務一式	2,898,125,274円
全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーションに係る保守業務一式	1,446,495,160円
インターネット用システム基盤に係る保守業務一式	1,231,699,920円
健康保険システム・情報系アプリケーションの保守業務対応一式	794,902,678円
全国健康保険協会健康保険システム基盤に係る保守業務一式	5,360,049,156円
全国健康保険協会マイナンバー管理システム基盤に係る保守業務一式	1,451,047,950円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る保守業務一式	712,636,353円
健康保険システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（構築役務及びデータ移行等）	6,425,662,100円
マイナンバー管理システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（構築役務及びデータ移行等）	1,585,628,770円
インターネット用システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（構築役務及びデータ移行等）	1,169,718,000円
適用徴収・現金給付・債権管理・法３－２・情報提供アプリケーションに係る基盤更改対応役務の調達について	851,417,314円
健康保険・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供等業務一式（令和６年４月開始分）（回線敷設及び機器設置等作業及び導入機器のバージョンアップ作業）	105,325,055円
間接システム基盤に係る保守業務一式	138,618,480円
間接システム基盤に係るクラウドサービス利用	423,941,760円
ポータル・コミュニケーションツールに係る保守業務一式	887,851,800円
ポータル・コミュニケーションツールに係る基盤更改対応及びデータ移行等業務一式（構築役務及びデータ移行等）	832,920,000円
健康保険・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供等の業務一式（回線使用料）	986,131,102円
ＯＣＲに係る設計・開発・及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式（構築役務及び保守役務）	433,481,092円
ホームページリニューアル及び運用保守業務委託	286,589,545円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式（構築役務及び保守）	6,681,176,744円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式（工事）	158,950,000円
カラー複合機賃貸借及び設置等並びに保守業務一式（構築役務及び保守）	216,597,260円
インターネット用システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供等の業務一式（回線使用料）	632,926,800円
レセプト点検アプリケーションに係る基盤更改対応役務	181,513,618円
情報系アプリケーションに係る基盤更改対応役務	279,334,451円
ＬＡＮ環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式（回線使用料）	388,742,200円
情報系システム基盤に係る保守業務	100,263,735円
情報系システム基盤に係るクラウドサービス利用料	928,097,940円
間接業務システム基盤に係るクラウド環境構築役務	249,146,480円
間接業務システム基盤に係るクラウドサービス利用料	188,438,360円
間接システムアプリケーション（財務会計）に係る基盤更改対応役務	253,508,607円
間接システムアプリケーション（人事給与）に係る基盤更改対応役務	263,488,780円
合　　計	78,413,334,396円

X　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI　その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和６年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和６年４月１日厚生労働省発保0401第10号厚生労働事務次官通知）の３及び令和６年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和６年４月１日厚生労働省発保0401第16号厚生労働事務次官通知）の３に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（＊１）	残額（＊２）
医療保険事業（＊３）	1,506,544,000	1,506,544,000	—
特定健診事業	14,000	3,000	11,000
合計	1,506,558,000	1,506,547,000	11,000

（＊１）　健康保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（＊２）　国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に12,000円を返還しております。

（＊３）　令和６年度の補助金受入額1,506,544,000円に対し、一部負担金免除額は2,159,206,392円（開示時点における概算額）でした。平成23年度から令和６年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）の累計35,289,296,315円に対し、一部負担金免除額等の累計は41,414,673,149円（令和５年度までの累計額39,255,466,757円）となっております。

附　属　明　細　書

【健康保険勘定】

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘要
有形固定資産	建物	3,067,127,673	654,902,774	494,061,952	3,227,968,495	1,680,063,041	271,286,941	1,547,905,454	注２
	工具備品	234,102,209	73,866,041	16,648,124	291,320,126	164,906,213	30,701,566	126,413,913	
	リース資産	20,658,914,508	17,701,401,842	5,858,233	38,354,458,117	18,699,004,633	7,078,021,323	19,655,453,484	注３
	計	23,960,144,390	18,430,170,657	516,568,309	41,873,746,738	20,543,973,887	7,380,009,830	21,329,772,851	
無形固定資産	ソフトウェア	48,081,376,904	4,525,763,448	1,091,500	52,606,048,852	29,376,084,056	8,294,285,296	23,229,964,796	注４
	リース資産	100,639,382	158,367,422	—	259,006,804	88,587,378	29,212,970	170,419,426	
	ソフトウェア仮勘定	1,454,096,325	16,938,426,019	1,428,335,425	16,964,186,919	—	—	16,964,186,919	注５
	計	49,636,112,611	21,622,556,889	1,429,426,925	69,829,242,575	29,464,671,434	8,323,498,266	40,364,571,141	

（注１）　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

（注２）　当期増加額は、支部事務室移転にかかる工事（620,778,504円）等であります。

（注３）　当期増加額は、各システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務一式（機器類の賃貸借及び保守）によるもの（11,138,802,664円）等であります。

（注４）　当期増加額は、各制度改正対応によるもの（3,669,092,353円）等であります。

（注５）　当期増加額は、各システム基盤更改によるもの（13,779,381,405円）等であります。

２．引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	8,931,545,961	9,149,579,670	752,067,703	8,168,330,164	9,160,727,764	注１
賞与引当金	1,477,763,437	1,550,261,469	1,477,763,437	—	1,550,261,469	
役員賞与引当金	9,585,345	9,698,923	9,585,345	—	9,698,923	
退職給付引当金	23,022,572,760	1,464,137,717	880,452,162	—	23,606,258,315	
役員退職手当引当金	10,093,489	6,679,747	—	—	16,773,236	
計	33,451,560,992	12,180,357,526	3,119,868,647	8,168,330,164	34,343,719,707	

（注１）　当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

３．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	6,594,277,976	—	—	6,594,277,976	
健康保険法第160条の２の準備金	4,842,777,227,702	195,869,255,858	—	5,038,646,483,560	注１
利益剰余金					
当期未処分利益	195,869,255,858	278,580,731,628	195,869,255,858	278,580,731,628	

（注１）　当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

４．国等からの財源措置等の明細　（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	1,153,153,529,402	—	1,153,153,529,402	
後期高齢者医療費支援金補助金	101,421,000	—	101,421,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	2,078,838,000	—	2,078,838,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金（東日本大震災分）	3,000	—	3,000	
介護納付金補助金	51,197,000	—	51,197,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	4,350,000	—	4,350,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	16,474,775	—	16,474,775	
災害臨時特例補助金（医療保険）	1,506,544,000	—	1,506,544,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	6,827,129,506	—	6,827,129,506	
地域診療情報連携推進費補助金	219,076,000	—	219,076,000	
事務費負担金	5,054,886,000	—	5,054,886,000	
計	1,169,013,448,683	—	1,169,013,448,683	

（注１）　当期交付額には、当期に国等へ返還した額は含まれておりません。

５．役員及び職員の給与費の明細　（単位：円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(2,450,766) 102,702,090	(2) 6	(—) —	(—) —
職　員	(7,471,056,042) 13,328,982,256	(2,627) 2,067	(—) 880,452,162	(—) 96
計	(7,473,506,808) 13,431,684,346	(2,629) 2,073	(—) 880,452,162	(—) 96

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

（注２）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

（注３）　支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

（注４）　非常勤の役員、契約職員及び臨時職員は、外数として（　）で記載しております。

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

【船員保険勘定】　（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	77,008,340,170	
未収入金	490,426,862	
前払費用	7,071,780	
貸倒引当金	△　99,539,066	
流動資産合計		77,406,299,746
Ⅱ　固定資産		
１　有形固定資産		
建物	1,406,761	
工具備品	1,824,296	
リース資産	3,160,483	
有形固定資産合計	6,391,540	
２　無形固定資産		
ソフトウェア	169,390,731	
ソフトウェア仮勘定	1,804,817,960	
無形固定資産合計	1,974,208,691	
固定資産合計		1,980,600,231
資産合計		79,386,899,977

負債の部		
Ⅰ　流動負債		
未払金	3,418,506,296	
未払費用	10,746,932	
預り補助金	1,000	
前受収益	107,771,276	
短期リース債務	774,314	
賞与引当金	35,702,014	
役員賞与引当金	1,713,737	
流動負債合計		3,575,215,569
Ⅱ　固定負債		
長期リース債務	2,466,917	
退職給付引当金	610,825,503	
役員退職手当引当金	261,725	
固定負債合計		613,554,145
負債合計		4,188,769,714
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
Ⅱ　船員保険法第124条の準備金		
準備金	68,450,728,277	
準備金合計		68,450,728,277
Ⅲ　利益剰余金		
当期未処分利益	6,282,277,396	
（うち当期純利益）	(6,282,277,396)	
利益剰余金合計		6,282,277,396
純資産合計		75,198,130,263
負債・純資産合計		79,386,899,977

損　益　計　算　書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

【船員保険勘定】　（単位：円）

経常費用			
事業費用			
保険給付費	26,169,493,686		
拠出金等			
前期高齢者納付金		3,066,751,026	
後期高齢者支援金		8,087,962,435	
退職者給付拠出金		38,001	
病床転換支援金		3,249	11,154,754,711
介護納付金			3,169,576,346
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	208,388,377		
福利厚生費	255,787		
委託費	9,369,459		
郵送費	37,646,520		
減価償却費	1,405,335		
その他	34,652,000	291,717,478	
レセプト業務経費			
人件費	3,715,600		
福利厚生費	8,341		
委託費	11,250,215		
郵送費	2,250,044		
その他	478,720	17,702,920	
保健事業経費			
健診費用	492,752,627		
委託費	283,368,934		
郵送費	30,892,123		
その他	1,831,988	808,845,672	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,051,126,216		
委託費	168,793,412		
郵送費	1,143,902		
減価償却費	18,912,448		
その他	8,236,246	1,248,212,224	
その他業務経費		30,679,906	2,397,158,200

一般管理費				
人件費		249,600,346		
福利厚生費		214,866		
一般事務経費				
委託費	439,729,314			
地代家賃	110,478,997			
システム関連費	6,183,515			
その他	252,554,173	808,945,999		
減価償却費		60,328,350		
貸倒引当金繰入額		10,581,587		
その他		63,257,646	1,192,928,794	
事業費用合計				44,083,911,737
事業外費用				
財務費用				
支払利息		40,249	40,249	
事業外費用合計				40,249
経常費用合計				44,083,951,986
経常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			41,772,618,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益			831,683,925	
職務上年金給付費等交付金収益			4,566,216,000	
国庫補助金収益			2,887,385,279	
国庫負担金収益			163,244,000	
診療報酬返還金収入			35,067	
返納金収入			56,849,274	
損害賠償金収入			33,644,914	
拠出金返還金収入			794,652	
出産育児交付金収益			13,535,365	
その他			2,100	
事業収益合計				50,326,008,576
事業外収益				
財務収益				
受取利息	40,176,086	40,176,086		
雑益		50,372		
事業外収益合計				40,226,458
経常収益合計				50,366,235,034
経常利益				6,282,283,048
特別損失				
固定資産除却損		2		2
税引前当期純利益				6,282,283,046
法人税、住民税及び事業税				5,650
当期純利益				6,282,277,396

キャッシュ・フロー計算書

自　令和６年４月１日

至　令和７年３月31日

【船員保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険給付費支出	△	26,118,989,570
拠出金等支出	△	11,040,585,694
介護納付金支出	△	3,157,638,346
国庫補助金返還金支出	△	560,440
人件費支出	△	468,946,741
その他の業務支出	△	3,283,631,129
保険料等交付金収入		41,445,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入		874,607,376
国庫補助金収入		7,453,642,719
国庫負担金収入		163,244,000
その他の業務収入		179,041,942
小計		6,045,184,117
利息の支払額	△	36,867
利息の受取額		40,176,086
法人税等の還付額		59
法人税等の支払額	△	5,390
業務活動によるキャッシュ・フロー		6,085,318,005

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	1,946,522
無形固定資産の取得による支出	△	1,786,734,950
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	1,788,681,472
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	1,633,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,633,285
Ⅳ　資金の増加額		4,295,003,248
Ⅴ　資金期首残高		72,713,336,922
Ⅵ　資金期末残高		77,008,340,170

利益の処分に関する書類

【船員保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		6,282,277,396
当期純利益	6,282,277,396	
Ⅱ　利益処分額		6,282,277,396
船員保険法第124条の準備金繰入額	6,282,277,396	
Ⅲ　次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は74,733,005,673円となります。

【船員保険勘定】

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年９月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10～15年

工具備品　５～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年４月23日法律第30号）附則第26条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸　役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年８月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　　26,202,079円

Ⅳ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	77,008,340,170円
資金期末残高	77,008,340,170円

２．重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ3,687,230円であります。

Ⅵ　金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条の２に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	77,008,340,170	77,008,340,170	—
⑵　未収入金	490,426,862		
貸倒引当金	△99,539,066		
	390,887,796	390,887,796	—
資産計	77,399,227,966	77,399,227,966	—
⑴　未払金	3,418,506,296	3,418,506,296	—
⑵　リース債務	3,241,231	3,191,718	△49,513
負債計	3,421,747,527	3,421,698,014	△49,513

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

Ⅶ　退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	473,568,383円
勤務費用	29,358,271円
利息費用	523,228円
数理計算上の差異の発生額	△85,580,228円
退職給付の支払額	△18,235,838円
退職給付債務の期末残高	399,633,816円

⑵　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	399,633,816円
未積立退職給付債務	399,633,816円
未認識数理計算上の差異	211,191,687円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	610,825,503円
退職給付引当金	610,825,503円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	610,825,503円

⑶　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	29,358,271円
利息費用	523,228円
数理計算上の差異の費用処理額	△17,129,696円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,751,803円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　1.54％

Ⅷ　重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件　名	翌事業年度以降の支払予定額
次期船員保険システム開発における工程管理支援等業務	180,400,000円
次期船員保険システム開発アプリケーション開発等業務　一式	901,626,880円
合　計	1,082,026,880円

Ⅸ　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

Ⅹ　その他の注記事項

１．東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和６年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和６年４月１日厚生労働省発保0401第10号厚生労働事務次官通知）の３及び令和６年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和６年４月１日厚生労働省発保0401第16号厚生労働事務次官通知）の３に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（＊１）	残額（＊２）
医療保険事業（＊３）	871,000	871,000	—
特定健診事業	1,000	—	1,000
合計	872,000	871,000	1,000

（＊１）　船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（＊２）　国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に3,000円を返還しております。

（＊３）　令和６年度の補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は932,932円（開示時点における概算額）でした。なお、令和元年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額であり、令和２年度から令和６年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）の累計4,355,000円に対し、一部負担金免除額等の累計は7,738,631円（令和５年度までの累計額6,805,699円）となっております。

附　属　明　細　書

【船員保険勘定】

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘要
有形固定資産	建物	20,340,671	—	—	20,340,671	18,933,910	1,023,969	1,406,761	
	工具備品	7,875,429	1,946,522	1,256,233	8,565,718	6,741,422	414,387	1,824,296	
	リース資産	8,012,818	3,687,230	8,012,818	3,687,230	526,747	1,546,560	3,160,483	注２
	計	36,228,918	5,633,752	9,269,051	32,593,619	26,202,079	2,984,916	6,391,540	
無形固定資産	ソフトウェア	1,227,289,044	116,195,750	14,950,000	1,328,534,794	1,159,144,063	77,661,217	169,390,731	注３
	ソフトウェア仮勘定	462,578,490	1,356,809,960	14,570,490	1,804,817,960	—	—	1,804,817,960	注４
	計	1,689,867,534	1,473,005,710	29,520,490	3,133,352,754	1,159,144,063	77,661,217	1,974,208,691	

（注１）　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

（注２）　当期減少額は、リース期間満了に伴う減少によるもの（8,012,818円）であります。

（注３）　当期増加額は、各制度改正対応によるもの（89,382,425円）等であります。

（注４）　当期増加額は、次期船員保険アプリ開発によるもの（1,352,067,860円）等であります。

２．引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	94,578,906	99,539,066	5,621,427	88,957,479	99,539,066	注１
賞与引当金	33,341,811	35,702,014	33,341,811	—	35,702,014	
役員賞与引当金	1,693,668	1,713,737	1,693,668	—	1,713,737	
退職給付引当金	616,309,538	12,751,803	18,235,838	—	610,825,503	
役員退職手当引当金	169,827	91,898	—	—	261,725	
計	746,093,750	149,798,518	58,892,744	88,957,479	748,042,045	

（注１）　当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

３．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	—	—	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	63,736,514,839	4,714,213,438	—	68,450,728,277	注１
利益剰余金					
当期未処分利益	4,714,213,438	6,282,277,396	4,714,213,438	6,282,277,396	

（注１）　当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

４．国等からの財源措置等の明細　（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	—	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	6,723,000	—	6,723,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	7,725,225	—	7,725,225	
災害臨時特例補助金（医療保険）	871,000	—	871,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	95,120,494	—	95,120,494	
事務費負担金	163,244,000	—	163,244,000	
計	3,050,669,719	—	3,050,669,719	

（注１）　当期交付額には、当期に国等へ返還した額は含まれておりません。

５．役員及び職員の給与費の明細　（単位：円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(41,940) 18,090,671	(—) 1	(—) —	(—) —
職員	(39,862,937) 333,082,171	(15) 46	(—) 18,235,838	(—) 2
計	(39,904,877) 351,172,842	(15) 47	(—) 18,235,838	(—) 2

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

（注２）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

（注３）　支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
　なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

（注４）　非常勤の役員、契約職員及び臨時職員は、外数として（　）で記載しております。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第２号

東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和７年12月14日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和７年９月12日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

記

１　縦覧開始の日　令和７年10月７日
（縦覧期間２週間）

２　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

３　縦覧場所
東京都中野区中野三丁目46番13号桃丘ハイツ302号
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部中野現地事務所

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月二十二日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

北海道虻田郡倶知安町字琴平四一二―一

環宙株式会社

代表清算人　徐　玲

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

青森県八戸市南類家三丁目二番一七号

有限会社エース福永

代表清算人　福永　健司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

仙台市泉区松陵四丁目一八番地七

ラピックス有限会社

清算人　頓宮　敏雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

福島県いわき市小名浜字平蔵塚五二番地の五

株式会社水野介護

代表清算人　水野　邦子

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

福島県白河市白坂石阿弥陀三三番地一七

有限会社ローソン白河インター店

清算人　鈴木　英次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

茨城県鉾田市造谷八六三番地二四

合同会社ＰＯＮＳＴＹＬＥ

清算人　相原　大

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

群馬県高崎市八幡原町四三番地一

太陽誘電テクノソリューションズ株式会社

代表清算人　津嘉田邦彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

埼玉県さいたま市見沼区南中丸七四三番地の一三

株式会社大宮旭紙工

代表清算人　西東　悠介

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉市若葉区大宮町二一四四番地一

株式会社ライトニー

代表清算人　久保田直樹

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉県佐倉市染井野五丁目五八番地一

有限会社平和ホーム

清算人　山本　健一

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉市若葉区大草町五八六番地

有限会社若葉美装

清算人　石井　晴夫

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉県市川市大和田二丁目八番一四号

合同会社サクット

清算人　櫻沢　俊哉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉県香取市佐原イ四〇三番地一

ＰＦＩ佐原リバー株式会社

清算人　川越　法幸

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

千葉県松戸市日暮一丁目二〇番地の四

株式会社ダイコー不動産

代表清算人　堀内　健一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ２一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ３リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＢＡＷ４リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都杉並区永福二丁目二一番二号

合同会社Ｋエンタープライズ

清算人　浦野　慶子

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

一般社団法人大津ビル

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

株式会社コンテンツモンスター

代表清算人　前田　陽介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都港区六本木七丁目一四番二三号ラウンドクロス六本木五Ｆ　秀彩商事株式会社

代表清算人　加倉井　昇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田東松下町一七番地一三

ワイケーホールディングス株式会社

代表清算人　山内　春南

解散公告

当法人は、令和七年七月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都世田谷区奥沢七丁目一八番七号

特定非営利活動法人トムソー自然塾ネット

清算人　春日　一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都台東区鳥越二丁目一二番六号

アデナック株式会社

代表清算人　松崎　謙

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年九月十二日

東京都港区南麻布四丁目五番四八号フォーサイト南麻布四階

一般社団法人日本ウェルネス漢方協会

代表清算人　保手濱麗佳

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

トランスコスモスアメリカ株式会社

代表清算人　西田三四郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階ＫＳフロア

合同会社ベック

清算人　唐澤　大介

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都品川区大井五丁目一四番二号

有限会社シエルファーマシー

清算人　田村　寿明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付けの株主総会のみなし決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都港区西新橋二―四―二西新橋安田ユニオンビル三階

株式会社Ｎａｎｏｍａｋｅｒｓ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　ニコラ・ベクレ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都練馬区貫井五丁目一六番一号

有限会社プラスワン企画

清算人　関口　芳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都福生市南田園一丁目三番地二一

有限会社金親電気

清算人　金親日出子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都荒川区町屋二丁目五番一七号一〇一号室

ルーマヴァース株式会社

代表清算人　林　正偉

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都足立区興野一丁目七番一〇号

株式会社晴友

代表清算人　南　国鉉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都足立区興野一丁目七番一〇号

株式会社Ｋ・Ｓ

代表清算人　南　昭

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都練馬区南大泉五丁目二番五号

佐濃本興産株式会社

代表清算人　岡田五知信

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都渋谷区松濤一丁目一八番二九号クラッシィハウス松濤一〇一

株式会社Ｎ５１

代表清算人　中川　有司

解散公告

当法人は、令和七年八月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都中央区銀座一丁目一五番七号ＭＡＣ銀座ビル三階

一般社団法人Ｍｉｒａｉ

代表清算人　粉川　洋平

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都墨田区東駒形四丁目一一番二―一〇二号

株式会社福田製作所

代表清算人　福田　陽久

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

有限会社ルスチカーナ

清算人　笹波　真砂

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

横浜市神奈川区新子安一丁目三二番五号

ＳＫ興産株式会社

代表清算人　松本　善司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

神奈川県伊勢原市沼目四丁目一〇番一二号

有限会社正木空調工業

清算人　正木　米子

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

横浜市神奈川区神奈川二丁目一七番地六

特定非営利活動法人そよ風

清算人　足立美智子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

横浜市緑区竹山町四丁目一番地三

オタカ商事株式会社

代表清算人　竹田　幸正

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

新潟市中央区上所中一丁目七番一九号北村ビル二Ｆ

一般社団法人プラスメディカ

代表清算人　松屋　哲雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

新潟県新潟市中央区附船町一丁目三〇九八番地

古川産業株式会社

代表清算人　徳永登世子

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

富山県富山市二俣一七二番地

有限会社かね久食品

清算人　金子　亨

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

福井県敦賀市木崎一三号一番地一

株式会社ライフサポート

清算人　松村　輝男

一般社団法人設立のお知らせ

令和七年八月二十七日鳥取地方法務局にて設立登記を完了し一般社団法人湿地管理組合がここに発足しましたのでお知らせいたします。

令和七年九月十二日

鳥取県八頭郡八頭町大坪四一四番地一

一般社団法人湿地管理組合

代表理事　小宮　春平

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
静岡県磐田市海老島五二五番地
株式会社静岡情報ビジネス
代表清算人　齋藤　道夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
名古屋市千種区園山町二丁目三番一号
一般社団法人ＣＯＲＥＣＡＲＡ
代表清算人　石裏久美子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
名古屋市西区赤城町一五八番地
合同会社ｂｌａｎｃ　ｃｏｃｏ
清算人　舘　真理子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
大阪市北区東天満二丁目九番一号
特定非営利活動法人タクラマカン砂漠緑化の会
清算人　李　　征

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
大阪府岸和田市加守町二丁目一二番四号
株式会社代田商店
代表清算人　磯﨑　大詩

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
大阪市北区曽根崎新地一―七―三北新地プラザビル三Ｆ
株式会社ＣＲＣ
代表清算人　楠　　昇

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
大阪市福島区福島五丁目一四番一二号稲垣ビル三〇二号
株式会社モスリー
代表清算人　大﨑　　修

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
神戸市垂水区向陽一丁目三番一八号
有限会社アカシヤクリーニング
清算人　芝田竹次郎

解散公告

当組合は、令和七年八月二十五日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
神戸市長田区若松町十丁目一番七号
板宿南部市場協同組合
代表清算人　坂口　定伸

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
島根県雲南市加茂町東谷一三四四番地
有限会社エイコーエンジニア
清算人　永瀬　　佳

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
山口県山口市中市町六番一四号
有限会社オカザキ
清算人　弁護士　佐伯　奉文
連絡先　山口県山口市吉敷中東二丁目八番五号ｉＢＬＤ中東二階　佐伯法律事務所

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
福岡県福岡市早良区城西三丁目一番一号
有限会社日本経済新聞西新専売所
代表清算人　河田　篤宏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
佐賀県西松浦郡有田町南原甲三六七番地三
有限会社ヘアーアンドフェイスデュエット
清算人　林　　和幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
熊本県熊本市中央区中央街六番二三号
株式会社フロンティア
代表清算人　佐藤　由弥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
熊本市中央区水前寺公園四―二〇―二Ｆ
ビヨンドコンサルティング株式会社
代表清算人　西村　勇人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十二日
鹿児島市吉野町三三一七―三
有限会社コンサルタント川原
清算人　川原　大吾

第７期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Van Oord Japan株式会社
代表取締役　ユリアン・ピーター・コーネリス・ブロックランド

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,269,582
	固定資産	20,507
	合計	7,290,090
負債及び純資産の部	流動負債	6,842,126
	株主資本	447,964
	資本金	40,000
	利益剰余金	407,964
	その他利益剰余金	407,964
	（うち当期純利益）	(277,500)
	合計	7,290,090

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十八日、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都杉並区和田三丁目一七番一号

日蓮宗龍王教会

清算人　赤塚　教乗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都羽村市神明台三丁目四番地五

医療法人社団おとだ整形外科内科クリニック

清算人　乙田　誠一

解散公告（第一回）

当法人は令和七年七月十八日東京地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都中野区丸山一丁目一番六号

一尊教中野教会慈尊庵

清算人　滝口　大志

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

大阪府東大阪市豊浦町一番一九号

神理教河内教会

清算人　南口　直童

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

愛知県豊川市千歳通四丁目八番地一

医療法人ヒューマン

清算人　湯浅　英治

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月六日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

名古屋市瑞穂区塩入町一六番一八号

全国金属機械労働組合愛知地方本部木村刃物支部

清算人　小島　英揮

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

高知県四万十市具同田黒三丁目一番三号

医療法人愛真会

清算人　佐竹　幸重

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十五日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番七号

医療法人社団みらい

清算人　澤山　英夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

神戸市中央区小野柄通五丁目一番三号

浄教寺

清算人　寺田　恵子

第８期決算公告　令和７年９月12日

福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番

株式会社ＳＰＡＣＥ　ＷＡＬＫＥＲ

代表取締役　増田　和也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	234,884
	固定資産	154,897
	繰延資産	225
	合計	390,007
負債及び純資産の部	流動負債	1,954,158
	株主資本	△1,829,150
	資本金	30,000
	資本剰余金	286,081
	資本準備金	286,081
	利益剰余金	△2,145,231
	その他利益剰余金	△2,145,231
	（うち当期純損失）	(1,622,352)
	新株予約権	265,000
	合計	390,007

第74期決算公告　令和７年８月29日

千葉県野田市野田807番地

山本建設工業株式会社

代表取締役　山本　和広

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,694,529
	固定資産	572,245
	繰延資産	73
	合計	**3,266,847**
負債及び純資産の部	流動負債	2,444,480
	固定負債	155,938
	株主資本	666,429
	資本金	72,000
	資本剰余金	2,000
	利益剰余金	592,429
	利益準備金	15,951
	その他利益剰余金	576,478
	（うち当期純利益）	(56,503)
	合計	**3,266,847**

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、新居浜市は令和七年十月三十一日でシステム移行によりチーカアプリでの利用を終了します。「チーカ」アプリから「プレーリー」アプリへの残高移行を希望されない場合、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

カード式あかがねポイント、チーカアプリ版新居浜あかがねポイント（ｉｏｓ版およびａｎｄｒｏｉｄ版）。ただし、令和七年八月二十六日十二時～令和七年九月二日のクレジットカードチャージ分を除く。

〈払戻の申出期間〉

令和七年十一月一日～令和七年十二月二十八日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

新居浜あかがねポイント事務局　電話〇八九七－六六－七三二七

令和七年九月十二日

愛媛県新居浜市一宮町一丁目五番一号

新居浜市

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年９月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社藤栄　②愛知県知事(6)第17963号　③伊藤正行　④愛知県一宮市富士１丁目３番11号　⑤1000万　⑥愛知県知事　⑦愛知県一宮市富士１丁目３番11号　有限会社藤栄　伊藤正行

第３期決算公告

令和７年９月12日
東京都文京区後楽二丁目３番21号
株式会社ヘッジホッグ・メドテック
代表取締役ＣＥＯ　川田　裕美

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	437,407
	固定資産	94,832
	資産合計	532,240
負債及び純資産の部	流動負債	23,910
	固定負債	22,125
	株主資本	486,205
	資本金	10,000
	資本剰余金	645,000
	資本準備金	605,732
	その他資本剰余金	39,267
	利益剰余金	△168,794
	その他利益剰余金	△168,794
	（うち当期純損失）	(129,527)
	負債・純資産合計	532,240

第10期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区麹町五丁目４番地
株式会社ジオプラン・ナムテック
代表取締役　西澤　常彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,928
	固定資産	23,279
	資産合計	487,207
負債及び純資産の部	流動負債	156,013
	固定負債	14,147
	株主資本	317,047
	資本金	31,100
	資本剰余金	30,900
	利益剰余金	255,047
	その他利益剰余金	255,047
	（うち当期純利益）	(39,510)
	負債・純資産合計	487,207

第３期決算公告

令和７年９月12日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Smartsheet Japan株式会社
代表取締役　ニコラス・マイケル・ダン

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	99,858,041
	固定資産	9,219,755
	資産合計	109,077,796
負債及び純資産の部	流動負債	60,949,877
	賞与引当金	19,258,066
	株主資本	48,127,919
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	43,127,919
	その他利益剰余金	43,127,919
	（うち当期純利益）	(22,442,822)
	負債・純資産合計	109,077,796

第40期決算公告

令和７年９月12日
東京都立川市緑町７番地の１
Dynabook多摩情報機器株式会社
代表取締役　牧之瀬宗久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	830,761
	固定資産	84,996
	資産合計	915,757
負債及び純資産の部	流動負債	774,526
	固定負債	27,704
	株主資本	113,527
	資本金	25,000
	利益剰余金	88,527
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	82,277
	（うち当期純利益）	(48,831)
	負債・純資産合計	915,757

第１期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区赤坂一丁目７番１号
デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社
代表取締役　嶋田　剛久

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,996
	固定資産	111,648
	合計	125,645
負債及び純資産の部	流動負債	117,815
	株主資本	7,830
	資本金	5,050
	資本剰余金	4,950
	資本準備金	4,950
	利益剰余金	△2,169
	その他利益剰余金	△2,169
	（うち当期純損失）	(2,169)
	合計	125,645

第１期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
暁キャピタル・アドバイザーズ株式会社
代表取締役　松本　吉史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,494
	固定資産	600
	繰延資産	425
	資産合計	70,519
負債及び純資産の部	流動負債	17,143
	固定負債	30,000
	株主資本	23,376
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,376
	その他利益剰余金	13,376
	（うち当期純利益）	(13,376)
	負債・純資産合計	70,519

第８期決算公告

令和７年９月12日
岐阜県可児市下切2081番地49
株式会社さくらアニマルケア
代表取締役　太田　丞慈

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,103
	固定資産	33,110
	合計	35,214
負純資産及のび部	流動負債	10,347
	固定負債	24,000
	株主資本	867
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 132
	その他利益剰余金	△ 132
	（うち当期純利益）	(2,949)
	合計	35,214

第13期決算公告

令和７年９月12日
岐阜県恵那市長島町中野1214番地46
株式会社さくらコーポレーション
代表取締役　太田　丞慈

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,635
	固定資産	49,647
	合計	112,282
負純資産及のび部	流動負債	27,396
	固定負債	31,125
	株主資本	53,761
	資本金	2,000
	利益剰余金	51,761
	その他利益剰余金	51,761
	（うち当期純損失）	(28,870)
	合計	112,282

第22期決算公告

令和７年９月12日
石川県白山市源兵島町960番地
株式会社ＣＥＭ
代表取締役　坂口　浩樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	59
	固定資産	169
	合計	229
負純資産及のび部	流動負債	10
	賞与引当金	2
	固定負債	136
	株主資本	83
	資本金	10
	利益剰余金	73
	その他利益剰余金	73
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	229

第１期決算公告

2025年６月24日
三重県四日市市大治田一丁目６番16号
株式会社ＪＳＲエフテック
代表取締役　山近　幹雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1
	固定資産	0
	資産合計	1
負純資産及のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	1
	資本金	1
	資本剰余金	0
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	1

第21期決算公告

令和７年９月12日
愛知県豊田市寿町五丁目12番
リックステクノ株式会社
代表取締役　江頭　裕明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	540
	固定資産	151
	合計	692
負純資産及のび部	流動負債	69
	株主資本	623
	資本金	10
	利益剰余金	613
	その他利益剰余金	613
	（うち当期純損失）	(20)
	合計	692

第41期決算公告

2025年８月22日
静岡県富士市香西14番地
株式会社三光塗装鈑金工業
代表取締役社長　青木　達也

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	212,845
	固定資産	429,911
	資産合計	642,756
負純資産及のび部	流動負債	139,671
	（賞与引当金）	(10,631)
	固定負債	170,224
	株主資本	332,860
	資本金	10,000
	利益剰余金	322,860
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	320,360
	（うち当期純利益）	(41,476)
	負債・純資産合計	642,756

第45期決算公告

令和７年９月12日
大阪市淀川区十三本町三丁目６番35号
大阪ガスセキュリティサービス株式会社
代表取締役社長　杉本　和史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,648,353
	固定資産	2,357,830
	資産合計	6,006,183
負純資産及のび部	流動負債	1,509,957
	固定負債	1,003,936
	株主資本	3,482,989
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	3,352,989
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,327,989
	（うち当期純利益）	(299,623)
	評価・換算差額等	9,300
	負債・純資産合計	6,006,183

第77期決算公告

令和７年８月28日
大阪市中央区北浜４丁目７番28号
住商モンブラン株式会社
代表取締役社長　兼八　晃

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	11,372
	固定資産	884
	合計	12,256
負純資産及のび部	流動負債	7,053
	固定負債	104
	株主資本	5,157
	資本金	80
	利益剰余金	5,077
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	5,057
	（うち当期純利益）	(825)
	評価・換算差額等	△ 58
	繰延ヘッジ損益	△ 58
	合計	12,256

第12期決算公告

令和７年８月25日
京都府宇治市槇島町吹前17番１
株式会社ティ・アイ・シー
代表取締役　高橋　慶

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	146,820
	固定資産	243,938
	合計	390,759
負純資産及のび部	流動負債	51,810
	固定負債	165,529
	株主資本	173,418
	資本金	20,000
	利益剰余金	153,418
	その他利益剰余金	153,418
	（うち当期純利益）	(8,669)
	合計	390,759

第８期決算公告

令和７年９月12日
福岡市中央区薬院三丁目３番５号
ＬＡＰＩＳ薬院７Ｆ
株式会社ストリ
代表取締役　岩本　天音

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	104,450,502
	固定資産	38,480,082
	繰延資産	1,458,552
	資産合計	144,389,136
負純資産及のび部	流動負債	82,403,488
	固定負債	49,736,000
	株主資本	12,249,648
	資本金	34,000,000
	利益剰余金	△21,750,352
	その他利益剰余金	△21,750,352
	（うち当期純利益）	(27,411,955)
	負債・純資産合計	144,389,136

第53期決算公告

令和７年９月12日
鳥取市叶112番地の１
久本木材株式会社
代表取締役　久本　雅義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	806,248
	固定資産	1,003,741
	合計	1,809,989
負純資産及のび部	流動負債	436,655
	固定負債	639,376
	株主資本	733,958
	資本金	20,000
	利益剰余金	713,958
	利益準備金	5,190
	その他利益剰余金	708,768
	（うち当期純利益）	(15,801)
	合計	1,809,989

第12期決算公告

令和７年９月12日
大阪市北区西天満１丁目２番５号
株式会社ＣＯＲＥ技術研究所
代表取締役　真鍋　英規

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,025,746
	固定資産	628,344
	資産合計	1,654,090
負純資産及のび部	流動負債	326,848
	固定負債	811,294
	株主資本	515,948
	資本金	12,540
	利益剰余金	503,408
	利益準備金	3,135
	その他利益剰余金	500,273
	（うち当期純利益）	(94,543)
	負債・純資産合計	1,654,090

第 32 期 決 算 公 告

令和７年９月12日

熊本市中央区花畑町13番27号

株式会社久屋

代表取締役　石坂　　洋

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,953
	固定資産	12,843
	資産合計	42,796
負純資産及びの部	流動負債	7,263
	株主資本	35,533
	資本金	10,000
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	23,033
	（うち当期純利益）	(21,225)
	負債・純資産合計	42,796

第 67 期決算公告

令和７年９月12日

熊本市中央区花畑町13番27号

株式会社アクシス

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,850
	固定資産	228,450
	資産合計	237,300
負純資産及びの部	流動負債	24,157
	固定負債	40,000
	株主資本	173,143
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,842
	その他資本剰余金	1,842
	利益剰余金	149,981
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	142,481
	（うち当期純利益）	(22,211)
	自己株式	△8,680
	負債・純資産合計	237,300

第 51 期 決 算 公 告

令和７年８月８日

福岡県久留米市中央町35番地の27

明信倉庫株式会社

代表取締役　用田　　元

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	197
	固定資産	227
	資産合計	424
負純資産及びの部	流動負債	20
	固定負債	7
	株主資本	397
	資本金	50
	利益剰余金	347
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	334
	（うち当期純損失）	(16)
	負債・純資産合計	424

第 10 期 決 算 公 告

令和７年９月12日

神奈川県川崎市宮前区犬蔵一丁目23番13号

一般財団法人良知活動振興財団

代表理事　濵田総一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,036
	固定資産	—
	合計	4,036
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	指定正味財産	4,036
	一般正味財産	—
	合計	4,036

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月７日

大分県大分市新貝８番１号

ミドリ安全大分株式会社

代表取締役　飯田　浩一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	297,092
	固定資産	18,516
	資産合計	315,608
負純資産及びの部	流動負債	271,059
	株主資本	44,549
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,549
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	32,049
	（うち当期純利益）	(31,957)
	負債・純資産合計	315,608

第 13 期 決 算 公 告

令和７年９月12日

熊本市中央区新市街２番10号

株式会社久屋酒販

代表取締役　石坂　　洋

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,200
	固定資産	4,910
	資産合計	44,110
負純資産及びの部	流動負債	21,733
	株主資本	22,377
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,377
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	9,877
	（うち当期純利益）	(7,716)
	負債・純資産合計	44,110

第 11 期 決 算 公 告

令和７年９月12日

東京都千代田区麹町四丁目２番地

株式会社工営エナジー

代表取締役　鷹尾伏　亮

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,720
	固定資産	1,746,140
	合計	1,896,860
負純資産及びの部	流動負債	345,360
	固定負債	774,600
	株主資本	776,900
	資本金	200,000
	利益剰余金	576,900
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	574,900
	（うち当期純利益）	(84,999)
	合計	1,896,860

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月23日

山形県酒田市大浜一丁目４番88号

東邦酒田水素株式会社

代表取締役　伊藤　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	87,758,643
	固定資産	469,600
	資産合計	88,228,243
負純資産及びの部	流動負債	23,799,024
	固定負債	27,781,000
	負債合計	51,580,024
	株主資本	36,648,219
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	26,648,219
	（うち当期純利益）	(4,016,809)
	純資産合計	36,648,219
	負債・純資産合計	88,228,243

第 9 期決算公告

令和７年８月28日

札幌市中央区大通西８丁目１－８　Ｆ－60　３Ｆ

株式会社ＭＩＥＲＵＮＥ

代表取締役　桐本　靖規

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	246,890
	固定資産	45,927
	合計	292,818
負純資産及びの部	流動負債	87,962
	固定負債	102,317
	株主資本	102,538
	資本金	13,000
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	88,038
	その他利益剰余金	88,038
	（うち当期純利益）	(14,065)
	合計	292,818

決　算　公　告

令和７年９月12日

東京都渋谷区南平台町２番17号

Ａ－ＰＬＡＣＥ渋谷南平台４階

Terra DX Solutions株式会社

代表取締役　舟本　成美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,371
	固定資産	3,075
	合計	32,446
負純資産及びの部	流動負債	20,992
	株主資本	11,389
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△8,610
	その他利益剰余金	△8,610
	（うち当期純利益）	(31,589)
	新株予約権	64
	合計	32,446

第 74 期決算公告

令和７年９月12日

東京都江東区越中島二丁目１番30号

東日印刷株式会社

代表取締役社長　西川　光昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,841
	固定資産	17,607
	資産合計	24,448
負純資産及びの部	流動負債	2,722
	固定負債	2,060
	株主資本	19,666
	資本金	100
	資本剰余金	45
	資本準備金	45
	利益剰余金	19,521
	利益準備金	36
	その他利益剰余金	19,484
	（うち当期純利益）	(42)
	負債・純資産合計	24,448

第 36 期決算公告

令和７年９月12日

東京都府中市府中町１－９

株式会社全労済リブス

代表取締役社長　坂本　隆浩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,130,511
	固定資産	600,077
	資産合計	1,730,588
負純資産及びの部	流動負債	478,238
	固定負債	160,171
	役員退職慰労引当金	7,855
	退職給付引当金	127,927
	株主資本	1,092,179
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,042,179
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,038,429
	（うち当期純利益）	(44,648)
	負債・純資産合計	1,730,588

決　算　公　告

令和７年９月12日
新潟県上越市富岡3524番地
金子興業株式会社
代表取締役　金子　茂雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	207,876
	固定資産	590,238
	合計	798,115
負純資債及産びの部	流動負債	361,352
	固定負債	544,107
	株主資本	△ 107,344
	資本金	42,500
	利益剰余金	△ 147,144
	その他利益剰余金	△ 147,144
	（うち当期純損失）	(7,092)
	自己株式	△ 2,700
	合計	798,115

第７期決算公告

令和７年９月12日
新潟県長岡市上前島一丁目1863
株式会社プラントフォーム
代表取締役　山本　祐二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,529
	固定資産	44,195
	合計	120,725
負純資債及産びの部	流動負債	28,423
	固定負債	21,870
	株主資本	68,452
	資本金	75,000
	資本剰余金	257,500
	資本準備金	257,500
	利益剰余金	△ 264,047
	その他利益剰余金	△ 264,047
	（うち当期純損失）	(89,831)
	新株予約権	1,980
	合計	120,725

第３期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区四番町７番地14
新和ビル２Ｆ
ＣＥＡ　Ｐｒｏｐｅｒｔｉｅｓ株式会社
代表取締役　フウフェイフェイ

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,170
	固定資産	2,820,505
	繰延資産	305
	合計	2,887,982
負純資債及産びの部	流動負債	1,925
	株主資本	2,886,056
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,909,000
	資本準備金	2,909,000
	利益剰余金	△122,943
	その他利益剰余金	△122,943
	（うち当期純損失）	(82,757)
	合計	2,887,982

第 13 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
広島市中区三川町２番10号
メディカルコート株式会社
代表取締役　池田　秀之

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,768,256	流動負債	1,665,752
固定資産	157,056	賞与引当金	4,400
		固定負債	15,652
		株主資本	1,243,907
		資本金	35,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	1,183,907
		利益準備金	8,750
		その他利益剰余金	1,175,157
		（うち当期純利益）	(423,409)
資産合計	2,925,312	負債・純資産合計	2,925,312

第 2 期 決 算 公 告

令和７年９月12日　東京都墨田区両国三丁目21番１号
ミニター株式会社
代表取締役　越前　肇

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	996,328	流動負債	1,065,969
固定資産	2,290,313	（うち賞与引当金）	(23,849)
		固定負債	580,493
		（うち退職給付引当金）	(59,016)
		株主資本	1,640,179
		資本金	95,000
		資本剰余金	1,655,000
		資本準備金	875,000
		その他資本剰余金	780,000
		利益剰余金	△109,820
		その他利益剰余金	△109,820
		（うち当期純損失）	(11,338)
資産合計	3,286,642	負債・純資産合計	3,286,642

第 31 期 決 算 公 告

令和７年８月19日
埼玉県草加市稲荷５丁目27番１号
ミドリ安全エア・クオリティ株式会社
代表取締役　田川　国一

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,353	流動負債	724
固定資産	69	貸倒引当金	10
		賞与引当金	35
		役員賞与引当金	3
		株主資本	1,698
		資本金	50
		利益剰余金	1,648
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,635
		（うち当期純利益）	(128)
資産合計	2,422	負債・純資産合計	2,422

第 92 期 決 算 公 告

令和７年８月31日　北海道苫小牧市錦町２丁目６番22号
菱中建設株式会社
代表取締役　山﨑　啓二

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,726,601	流動負債	3,505,261
固定資産	2,394,402	（完成工事補償引当金）	(11,000)
		固定負債	525,132
		（退職給付引当金）	(315,212)
		株主資本	5,090,610
		資本金	100,000
		資本剰余金	55,000
		その他資本剰余金	55,000
		利益剰余金	4,935,610
		利益準備金	91,250
		その他利益剰余金	4,844,360
		（うち当期純利益）	(224,680)
資産合計	9,121,003	負債・純資産合計	9,121,003

第 74 期 決 算 公 告

令和７年６月18日
新潟県新潟市中央区万代三丁目１番１号
株式会社ＢＳＮウェーブ
代表取締役社長　金田　博幸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	474,167	流動負債	235,714
固定資産	1,070,460	固定負債	200,284
		株主資本	1,109,354
		資本金	85,000
		資本剰余金	105,809
		資本準備金	105,809
		利益剰余金	918,544
		利益準備金	21,250
		その他利益剰余金	897,294
		（うち当期純利益）	(61,184)
		評価・換算差額等	△ 725
資産合計	1,544,627	負債・純資産合計	1,544,627

第 73 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
新潟県糸魚川市大町２丁目４番46号101
株式会社糸魚川サービス
代表取締役　金子　靖

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,779	流動負債	176,706
固定資産	316,225	固定負債	407,578
繰延資産	0	株主資本	△ 223,280
		資本金	36,000
		資本剰余金	91
		その他資本剰余金	91
		利益剰余金	△ 259,372
		利益準備金	6,720
		その他利益剰余金	△ 266,092
		（うち当期純損失）	(114,832)
資産合計	361,005	負債・純資産合計	361,005

第５期決算公告

2025年９月12日　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

アリナミン製薬株式会社

代表取締役　森澤　篤

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,892	流動負債	24,552
固定資産	233,344	（賞与引当金）	(1,078)
		固定負債	130,440
		（退職給付引当金）	(1,357)
		株主資本	105,325
		資本金	50
		資本剰余金	110,148
		資本準備金	110,148
		利益剰余金	△4,873
		その他利益剰余金	△4,873
		評価・換算差額等	△81
		その他有価証券評価差額金	△81
資産合計	260,236	負債・純資産合計	260,236

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	51,741
売上原価	17,166
売上総利益	34,575
販売費及び一般管理費	32,440
営業利益	2,135
営業外収益	73
営業外費用	3,902
経常損失	1,694
特別利益	370
特別損失	1,363
税引前当期純損失	2,687
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	764
当期純損失	3,470

第72期決算公告

令和７年９月12日

愛知県刈谷市一色町三丁目12番地

豊田産業株式会社

代表取締役　豊田　貴久

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,871,373
	固定資産	5,999,036
	繰延資産	207,780
	合計	9,078,189
負債及び純資産の部	流動負債	1,994,543
	固定負債	5,374,940
	株主資本	1,708,706
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,710,636
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,705,636
	（うち当期純利益）	(101,001)
	自己株式	△21,929
	合計	9,078,189

第43期決算公告

2025年９月12日　東京都江東区東陽七丁目１番２号

明治安田システム・テクノロジー株式会社

代表取締役社長　長嶋　伸二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,953	流動負債	5,103
固定資産	2,225	固定負債	1,822
有形固定資産	477	株主資本	5,252
無形固定資産	284	資本金	100
投資その他の資産	1,464	資本剰余金	1,106
		（資本準備金）	(20)
		（その他資本剰余金）	(1,086)
		利益剰余金	4,045
		（利益準備金）	(13)
		（その他利益剰余金）	(4,032)
資産合計	12,178	負債・純資産合計	12,178

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,730
売上原価	33,464
売上総利益	3,266
販売費及び一般管理費	2,308
営業利益	958
営業外収益	34
経常利益	993
特別損失	6
税引前当期純利益	986
法人税、住民税及び事業税	352
法人税等調整額	△80
当期純利益	715

第44期決算公告

令和７年９月12日

大阪府大阪市住之江区南港北１丁目24番33号

全労済アシスト株式会社

代表取締役　坂本　隆浩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,226,964
	固定資産	350,681
	合計	1,577,646
負債及び純資産の部	流動負債	535,510
	固定負債	66,693
	株主資本	975,442
	資本金	85,673
	利益剰余金	889,769
	（利益準備金）	(9,300)
	（その他利益剰余金）	(880,469)
	（うち当期純利益）	(41,758)
	合計	1,577,646

第64期決算公告

令和７年９月12日

広島県東広島市八本松飯田一丁目１番１号

株式会社オンド

代表取締役　名井伸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,903	流動負債	15,769
固定資産	32,014	賞与引当金	1,168
		固定負債	6,507
		株主資本	68,277
		資本金	90
		利益剰余金	68,441
		利益準備金	5,034
		その他利益剰余金	63,406
		自己株式	△ 253
		評価・換算差額等	362
		その他有価証券評価差額金	362
資産合計	90,917	負債・純資産合計	90,917

損益計算書の要旨（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	48,699
売上原価	43,890
売上総利益	4,808
販売費及び一般管理費	1,116
営業利益	3,692
営業外収益	1,249
営業外費用	983
経常利益	3,958
特別利益	39
特別損失	489
税引前当期純利益	3,509
法人税、住民税及び事業税	1,627
法人税等調整額	△ 510
当期純利益	2,392

第14期決算公告

令和７年９月12日

広島市南区出汐一丁目２番10号

株式会社ミルテル

代表取締役　加藤　俊也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	93,824
	固定資産	23,943
	合計	117,767
負債及び純資産の部	流動負債	113,804
	固定負債	390,587
	株主資本	△386,623
	資本金	125,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△541,624
	その他利益剰余金	△541,624
	（うち当期純損失）	(305,101)
	合計	117,767

第48期決算公告

令和７年９月12日

東京都板橋区宮本町35番12号

株式会社ナカタカラー

代表取締役　中田　桂司

貸借対照表の要旨（令和７年１月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	83,635
	固定資産	67,832
	資産合計	151,467
負債及び純資産の部	流動負債	87,929
	負債合計	87,929
	株主資本	63,537
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,317
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	52,817
	（うち当期純損失）	(13,138)
	自己株式	△1,780
	純資産合計	63,537
	負債・純資産合計	151,467

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十二日

東京都板橋区宮本町三五番一二号

（甲）株式会社ナカタカラー

代表取締役　中田　桂司

東京都新宿区百人町一丁目六番一六号

（乙）有限会社中田商会

取締役　中田　桂司

第36期決算公告

令和７年６月30日

佐賀県佐賀市高木瀬西６丁目７番１号

株式会社佐賀フレッシュセンター

代表取締役社長　江原　正

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,900
	固定資産	1,217
	資産合計	125,118
負債及び純資産の部	流動負債	10,703
	賞与引当金	510
	固定負債	—
	株主資本	114,414
	資本金	10,000
	利益剰余金	104,414
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	101,914
	（うち当期純利益）	(1,512)
	負債・純資産合計	125,118

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報
掲載の日付　令和七年四月二十四日
掲載頁　七十六頁（号外第九十二号）

（乙）左記のとおりです。
令和七年九月十二日
東京都港区南青山一丁目一番一号西館八階
（甲）フリーダム株式会社
代表取締役　古谷　治郎
神奈川県高座郡寒川町倉見一七五五番地一
（乙）株式会社大洋クラウドサービス
代表取締役　古谷　治郎

第12期決算公告

令和７年９月12日
神奈川県高座郡寒川町倉見1755番地１
株式会社大洋クラウドサービス
代表取締役　古谷　治郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	89,508
	固定資産	12,607
	資産合計	102,116
負債及び純資産の部	流動負債	25,316
	固定負債	48,070
	負債合計	73,387
	株主資本	28,729
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,729
	その他利益剰余金	18,729
	（うち当期純利益）	(440)
	純資産合計	28,729
	負債・純資産合計	102,116

第９期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区平河町二丁目７番10号
株式会社ＮＡＨＯＫＯ
代表取締役　飯嶋　庸夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,006
	固定資産	32,788
	資産合計	39,795
負債及び純資産の部	流動負債	20,325
	株主資本	19,470
	資本金	1,000
	利益剰余金	18,470
	その他利益剰余金	18,470
	（うち当期純利益）	(2,011)
	負債・純資産合計	39,795

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日
東京都世田谷区奥沢五丁目二四番一八号
株式会社鈴乃屋
代表取締役　丸山　伸一

第１期決算公告

令和７年９月12日
東京都世田谷区奥沢五丁目24番18号
株式会社鈴乃屋
代表取締役　丸山　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,006,802
	固定資産	244,749
	資産合計	1,251,552
負債及び純資産の部	流動負債	1,054,004
	固定負債	200,000
	株主資本	△2,452
	資本金	10,000
	資本剰余金	354,872
	その他資本剰余金	354,872
	利益剰余金	△367,324
	その他利益剰余金	△367,324
	（うち当期純損失）	(367,324)
	負債・純資産合計	1,251,552

第15期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区麹町二丁目14番地
ＮＢＳ株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	116,900
	固定資産	18,505
	資産合計	135,406
負債及び純資産の部	流動負債	19,835
	株主資本	115,570
	資本金	50,000
	利益剰余金	65,570
	その他利益剰余金	65,570
	（うち当期純利益）	(7,538)
	負債・純資産合計	135,406

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日
石川県金沢市鞍月二丁目２番地
株式会社アースエンジニアリング
代表取締役　大西　和弥

第29期決算公告

令和７年９月12日
石川県金沢市鞍月二丁目２番地
株式会社アースエンジニアリング
代表取締役　大西　和弥

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	211,028
	固定資産	126,004
	合計	337,032
負債及び純資産の部	流動負債	139,080
	固定負債	76,170
	株主資本	121,782
	資本金	80,000
	利益剰余金	66,782
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	63,782
	（うち当期純利益）	(26,766)
	自己株式	△25,000
	合計	337,032

第３期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区麹町二丁目14番地
サンホールディングス株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,779
	固定資産	3,068,081
	資産合計	3,131,860
負債及び純資産の部	流動負債	8,628
	株主資本	3,123,232
	資本金	99,000
	資本剰余金	2,923,503
	その他資本剰余金	2,923,503
	利益剰余金	100,728
	その他利益剰余金	100,728
	（うち当期純利益）	(68,868)
	負債・純資産合計	3,131,860

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の岐阜事業所に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。
令和七年九月十二日
岐阜県多治見市姫町三丁目一〇番地
（甲）株式会社滋賀中央物流岐阜
代表取締役　今枝　佑介
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野二一〇番地四
（乙）株式会社滋賀中央物流
代表取締役　今枝　佑介

第16期決算公告

令和７年９月12日
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野210番地４
株式会社滋賀中央物流
代表取締役　今枝　佑介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	280,615
	固定資産	561,856
	資産合計	842,471
負債及び純資産の部	流動負債	168,622
	固定負債	572,794
	株主資本	101,054
	資本金	8,000
	利益剰余金	93,054
	その他利益剰余金	93,054
	（うち当期純損失）	(10,868)
	負債・純資産合計	842,471

第９期決算公告

令和７年９月12日
東京都千代田区紀尾井町１番５―2002号
株式会社ＫＩＯＩ
代表取締役　飯嶋　庸夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,904
	固定資産	74,001
	資産合計	83,905
負債及び純資産の部	流動負債	50,794
	株主資本	33,111
	資本金	1,000
	利益剰余金	32,111
	その他利益剰余金	32,111
	（うち当期純利益）	(5,073)
	負債・純資産合計	83,905

第15期決算公告

令和７年９月12日

広島市西区己斐本町三丁目13番21号

アイデザインホーム株式会社

代表取締役　安藤　英史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,079,784
	固定資産	942,876
	合計	4,022,660
負純資産の部	流動負債	2,507,873
	固定負債	50,164
	株主資本	1,464,621
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,364,621
	その他利益剰余金	1,364,621
	（うち当期純利益）	(245,571)
	合計	4,022,660

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理業承継に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月十二日

広島市西区己斐本町三丁目一三番二一号

（甲）アイデザインホールディングス株式会社

代表取締役　安藤　英史

広島市西区己斐本町三丁目一三番二一号

（乙）アイデザインホーム株式会社

代表取締役　安藤　英史

第20期決算公告

令和７年９月12日

東京都千代田区麹町五丁目１番地１

株式会社ＦＵＪＩＴＡ

代表取締役　古田　修嗣

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	177
	固定資産	58
	繰延資産	0
	合計	235
負債及び純資産の部	流動負債	89
	固定負債	367
	株主資本	△221
	資本金	70
	新株式申込証拠金	0
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	△291
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△291
	（うち当期純利益）	(9)
	自己株式	0
	自己株式申込証拠金	0
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	繰延ヘッジ損益	0
	土地再評価差額金	0
	新株予約権	0
	合計	235

第57期決算公告

令和７年９月12日

熊本市南区日吉二丁目11番40号

株式会社キタグチ

代表取締役　北口　誠

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	502,630
	固定資産	645,253
	合計	1,147,883
負純資産の部	流動負債	104,686
	固定負債	41,600
	引当金	136,500
	株主資本	865,097
	資本金	50,000
	利益剰余金	830,511
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	829,761
	（うち当期純利益）	(20,849)
	自己株式	△15,414
	合計	1,147,883

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

熊本市南区日吉二丁目一一番四〇号

株式会社キタグチ

代表取締役　北口　誠

第24期決算公告

令和７年９月12日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

GLP Japan DH３特定目的会社

取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	7,312,800	流動負債		4,774
投資その他の資産	7,312,800	固定負債		500,000
特定資産合計	7,312,800	負債合計		504,774
その他の資産	3,282,108	社員資本		10,090,134
流動資産	2,771,738	特定資本金		51,099
固定資産	500,000	優先資本金		7,551,900
繰延資産	10,370	剰余金		2,487,134
		当期未処分利益		2,487,134
その他の資産合計	3,282,108	純資産合計		10,090,134
合計	10,594,908	合計		10,594,908

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,582,479
営業費用	93,845
営業利益	2,488,634
営業外収益	76
営業外費用	—
経常利益	2,488,710
税引前当期純利益	2,488,710
法人税、住民税及び事業税	1,576
当期純利益	2,487,134
前期繰越利益	—
当期未処分利益	2,487,134

第25期決算公告

令和７年８月28日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル

手洗水町659烏丸中央ビル

株式会社エクソル

代表取締役社長　鈴木　伸一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,696,511
	固定資産	1,124,640
	資産合計	11,821,151
負債及び純資産の部	流動負債	6,844,451
	（うち工事損失引当金）	(5,298)
	固定負債	742,784
	（うち退職給付引当金）	(50,111)
	株主資本	4,233,916
	資本金	100,000
	資本剰余金	64,939
	その他資本剰余金	64,939
	利益剰余金	4,407,728
	その他利益剰余金	4,407,728
	（うち当期純利益）	(940,673)
	自己株式	△ 338,751
	負債・純資産合計	11,821,151

第28期決算公告

令和７年９月12日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

JDP３Co―Invest特定目的会社

取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	2,773,150	流動負債		812
投資その他の資産	2,773,150	固定負債		500,000
特定資産合計	2,773,150	負債合計		500,812
その他の資産	1,587,357	社員資本		3,859,694
流動資産	1,078,429	特定資本金		50,000
固定資産	500,000	優先資本金		2,874,600
繰延資産	8,927	剰余金		935,094
		当期未処分利益		935,094
その他の資産合計	1,587,357	純資産合計		3,859,694
合計	4,360,507	合計		4,360,507

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	979,256
営業費用	43,057
営業利益	936,199
営業外収益	45
営業外費用	—
経常利益	936,244
税引前当期純利益	936,244
法人税、住民税及び事業税	1,149
当期純利益	935,094
前期繰越利益	0
当期未処分利益	935,094

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

東京都台東区入谷一丁目一八番一〇号
ＮＥＸＴＲＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　呉　永立

第２期決算公告

令和７年９月12日
東京都台東区入谷一丁目18番10号
ＮＥＸＴＲＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　呉　永立

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,823
	固定資産	3,392
	繰延資産	261
	資産合計	58,476
負純資債及産び部の	流動負債	13,311
	株主資本	44,875
	資本金	72,500
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	△50,125
	その他利益剰余金	△50,125
	（うち当期純損失）	(27,173)
	新株予約権	290
	負債・純資産合計	58,476

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億千百六千八百五十円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十二日

東京都港区六本木六―一―二〇六本木電気ビル六Ｆ
株式会社ＺＣ
代表取締役　正田　圭

第14期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区六本木６―１―20
六本木電気ビル６Ｆ
株式会社ＺＣ

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,302
	固定資産	39,048
	資産合計	56,350
負純資債及産び部の	流動負債	48,462
	固定負債	6,950
	株主資本	937
	資本金	10,000
	資本剰余金	311,006
	資本準備金	311,006
	利益剰余金	△320,069
	利益準備金	△299,118
	その他利益剰余金	△20,950
	（うち当期純損失）	(20,950)
	負債・純資産合計	56,350

第33期決算公告

令和７年８月20日
福井県坂井市春江町沖布目第38号３番地
未来コーセン株式会社
代表取締役社長　南本　政司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,182,929
	固定資産	1,376,649
	資産合計	5,559,579
負債及び純資産の部	流動負債	387,872
	（うち賞与引当金）	(87,075)
	固定負債	106,271
	（うち役員退職慰労引当金）	(4,972)
	（うち退職給付引当金）	(101,299)
	負債合計	494,143
	株主資本	5,017,285
	資本金	30,000
	資本剰余金	50,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	4,937,285
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	4,929,785
	（うち当期純利益）	(346,908)
	評価・換算差額等	48,149
	その他有価証券評価差額金	48,149
	純資産合計	5,065,435
	負債・純資産合計	5,559,579

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十二日

東京都世田谷区南烏山四丁目二三番一一号
(甲)株式会社吉橋興業
代表取締役　吉橋　厚司
東京都世田谷区南烏山四丁目二三番一一号
(乙)有限会社吉橋金属
取締役　吉橋　厚司

第38期決算公告

令和７年９月12日
東京都世田谷区南烏山四丁目23番11号
株式会社吉橋興業
代表取締役　吉橋　厚司

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,179,787
	固定資産	2,169,329
	資産合計	6,349,116
負純資債及産び部の	流動負債	2,036,400
	固定負債	57,145
	負債合計	2,093,545
	株主資本	4,255,570
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,225,570
	その他利益剰余金	4,225,570
	（うち当期純利益）	(743,679)
	純資産合計	4,255,570
	負債・純資産合計	6,349,116

第69期決算公告

令和７年９月12日
兵庫県南あわじ市賀集823番地
株式会社森長組
代表取締役　森　宏文

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,320,652
	固定資産	5,067,143
	資産合計	13,387,795
負債及び純資産の部	流動負債	4,405,395
	固定負債	2,592,190
	退職給付引当金	499,632
	役員退職慰労引当金	217,950
	負債合計	6,997,585
	株主資本	6,357,323
	資本金	480,000
	資本剰余金	279,206
	資本準備金	213,904
	その他資本剰余金	65,302
	利益剰余金	6,269,315
	利益準備金	136,325
	その他利益剰余金	6,132,990
	（うち当期純損失）	(48,974)
	自己株式	△671,198
	評価・換算差額等	32,887
	その他有価証券評価差額金	32,887
	純資産合計	6,390,210
	負債・純資産合計	13,387,795

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

東京都目黒区青葉台四丁目四番一二号
ＤＯＴＺ株式会社
代表取締役　稲益　仁

第４期決算公告

令和７年９月12日
東京都目黒区青葉台４丁目４番12号
ＤＯＴＺ株式会社
代表取締役　稲益　仁

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,848
	固定資産	4,649
	資産合計	226,497
負純資債及産び部の	流動負債	173,113
	固定負債	94,698
	株主資本	△41,313
	資本金	10,000
	資本剰余金	124,950
	資本準備金	124,950
	利益剰余金	△176,263
	その他利益剰余金	△176,263
	（うち当期純利益）	(96,439)
	負債・純資産合計	226,497

決　算　公　告

令和７年９月12日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
株式会社ＮＡＤＥＳＩＫＯ
代表取締役　田中　大雅

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	87,066
	固定資産	748
	合計	87,815
負債及び純資産の部	流動負債	37,966
	株主資本	49,848
	資本金	10
	利益剰余金	49,838
	その他利益剰余金	49,838
	（うち当期純利益）	(47,721)
	合計	87,815

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ライスカレーメディア（住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階）に対して当社のバーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
株式会社ＮＡＤＥＳＩＫＯ
代表取締役　田中　大雅

第17期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
サンマネージメント株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	478,627
	資産合計	478,627
負債及び純資産の部	流動負債	82,273
	株主資本	396,353
	資本金	99,000
	資本剰余金	412,000
	資本準備金	90,000
	その他資本剰余金	322,000
	利益剰余金	△114,646
	その他利益剰余金	△114,646
	（うち当期純利益）	(300,113)
	負債・純資産合計	478,627

第11期決算公告

令和７年９月12日
京都市下京区七条御所ノ内本町88番地１
リボンディスプレイジャパン株式会社
代表取締役　須山　透

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	87,480,204
	固定資産	12,018,341
	合計	99,498,545
負債及び純資産の部	流動負債	482,022,289
	固定負債	103,400,000
	株主資本	△485,923,744
	資本金	165,150,000
	資本剰余金	102,150,000
	資本準備金	102,150,000
	利益剰余金	△753,223,744
	その他利益剰余金	△753,223,744
	（うち当期純損失）	(14,560,332)
	合計	99,498,545

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日
京都市下京区七条御所ノ内本町八八番地一
リボンディスプレイジャパン株式会社
代表取締役　須山　透

第８期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区赤坂一丁目12番20号
株式会社リッチモンドキャピタル
代表取締役　和泉　嘉人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,779
	資産合計	19,779
負債及び純資産の部	流動負債	1,998
	株主資本	17,780
	資本金	1,000
	利益剰余金	16,780
	その他利益剰余金	16,780
	（うち当期純利益）	(3,876)
	負債・純資産合計	19,779

第11期決算公告　令和７年９月12日

東京都千代田区四番町２番４
サンキャピタル株式会社
代表取締役　佐藤菜穂子

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,004
	固定資産	1,252,550
	資産合計	1,297,554
負債及び純資産の部	流動負債	18,913
	株主資本	1,278,640
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,131,000
	資本準備金	600,000
	その他資本剰余金	531,000
	利益剰余金	48,640
	その他利益剰余金	48,640
	（うち当期純利益）	(13,820)
	負債・純資産合計	1,297,554

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百万円、資本準備金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月十二日
東京都千代田区四番町二番四
サンキャピタル株式会社
代表取締役　佐藤菜穂子

第３期決算公告

令和７年８月26日
東京都千代田区丸の内１－８－３
丸の内トラストタワー本館
ARCSTERIA CONSULTING株式会社
代表取締役　加藤　聡史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,351
	固定資産	8,424
	資産合計	28,775
負債及び純資産の部	流動負債	6,760
	固定負債	16,486
	株主資本	5,529
	資本金	100
	利益剰余金	5,429
	その他利益剰余金	5,429
	（うち当期純利益）	(1,593)
	負債・純資産合計	28,775

決　算　公　告

令和７年９月12日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
株式会社ＮＡＤＥＳＩＫＯ
代表取締役　田中　大雅

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	87,066
	固定資産	748
	合計	87,815
負債及び純資産の部	流動負債	37,966
	株主資本	49,848
	資本金	10
	利益剰余金	49,838
	その他利益剰余金	49,838
	（うち当期純利益）	(47,721)
	合計	87,815

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のバーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十二日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
（甲）株式会社ＮＡＤＥＳＩＫＯ
代表取締役　田中　大雅
東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
渋谷マークシティウエスト二〇階
（乙）株式会社ライスカレープラス
代表取締役　志水　馨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

東京都板橋区大山町七番四号

（甲）株式会社ニック

代表取締役　井上　有騎

東京都板橋区大山町七番四号

（乙）株式会社エスケーカンパニー

代表取締役　井上　有騎

第５期決算公告　令和７年９月12日

東京都板橋区大山町７番４号

株式会社ニック

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	178,146
	固定資産	182,144
	資産合計	360,290
負純資産債及びの部	流動負債	74,217
	固定負債	50,000
	株主資本	236,072
	資本金	95,500
	資本剰余金	108,462
	利益準備金	92,500
	その他資本剰余金	15,962
	利益剰余金	39,110
	その他利益剰余金	39,110
	（うち当期純利益）	(62,962)
	自己株式	△7,000
	負債・純資産合計	360,290

第39期決算公告　令和７年９月12日

東京都板橋区大山町７番４号

株式会社エスケーカンパニー

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,880
	固定資産	573
	資産合計	9,453
負純資産債及びの部	流動負債	180
	株主資本	9,273
	資本金	8,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	700
	その他資本剰余金	4,300
	利益剰余金	△3,727
	その他利益剰余金	△3,727
	（うち当期純損失）	(622)
	負債・純資産合計	9,453

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十万三千五百円減少し一千万円とし、資本準備金については三千七百三十二万三千七百十六円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

大阪市北区東天満一丁目一二番一三号

ＩＡＧ天満ビル七階

株式会社Ｒｅｖｏ　Ｅｎｅｒｇｙ

代表取締役　中谷　敏也

第３期決算公告

令和７年９月12日

大阪市北区東天満一丁目12番13号ＩＡＧ天満ビル７階

株式会社Ｒｅｖｏ　Ｅｎｅｒｇｙ

代表取締役　中谷　敏也

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	60,771	流動負債	1,198
固定資産	16,276	固定負債	9,170
		株主資本	66,679
		資本金	89,903
		新株式申込証拠金	6,000
		資本剰余金	88,003
		資本準備金	88,003
		利益剰余金	△ 117,227
		その他利益剰余金	△ 117,227
		（うち当期純損失）	(70,535)
資産合計	77,048	負債・純資産合計	77,048

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十二日

熊本市南区流通団地一丁目六八番地

（甲）株式会社ユーケイデンタル

代表取締役　西島　潤也

熊本市南区良町二丁目八番八号

（乙）株式会社吉澤

代表取締役　吉澤　信康

第26期決算公告

令和７年９月12日

熊本市南区流通団地一丁目68番地

株式会社ユーケイデンタル

代表取締役　西島　潤也

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,804,164
	固定資産	1,321,376
	合計	3,125,540
負純資産債及びの部	流動負債	1,232,031
	固定負債	657,594
	株主資本	1,235,914
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,195,914
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,185,914
	（うち当期純利益）	(29,628)
	合計	3,125,540

第15期決算公告

令和７年９月12日

熊本市南区良町二丁目８番８号

株式会社吉澤

代表取締役　吉澤　信康

貸借対照表の要旨

（令和７年４月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	48,027
	固定資産	6,633
	合計	54,660
負純資産債及びの部	流動負債	21,878
	固定負債	6,862
	株主資本	25,918
	資本金	9,900
	利益剰余金	16,018
	その他利益剰余金	16,018
	（うち当期純利益）	(1,881)
	合計	54,660

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月十二日

東京都中央区築地一丁目九番一二号

（甲）株式会社ＴＡＫＡＲＡ

代表取締役　横山　志朗

東京都目黒区上目黒一丁目一九番一〇号

（乙）株式会社櫻家

代表取締役　横山　志朗

第16期決算公告

令和７年９月12日

東京都中央区築地一丁目９番12号

株式会社ＴＡＫＡＲＡ

代表取締役　横山　志朗

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,581,777
	固定資産	66,837
	繰延資産	1,400
	合計	1,650,015
負純資産債及びの部	流動負債	17,193
	固定負債	1,209,848
	株主資本	422,974
	資本金	10,000
	利益剰余金	412,974
	その他利益剰余金	412,974
	（うち当期純利益）	(21,457)
	合計	1,650,015

第17期決算公告

令和７年９月12日

東京都目黒区上目黒一丁目19番10号

株式会社櫻家

代表取締役　横山　志朗

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,929
	固定資産	3,050
	合計	42,979
負純資産債及びの部	流動負債	28,850
	固定負債	23,214
	株主資本	△9,085
	資本金	10,000
	利益剰余金	△19,085
	その他利益剰余金	△19,085
	（うち当期純損失）	(16,672)
	合計	42,979

第 75 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　佐賀県佐賀市高木瀬西６丁目７番１号
株式会社佐賀青果市場
代表取締役社長　江原　正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,530,769	流動負債	243,077
固定資産	510,749	賞与引当金	9,649
有形固定資産	410,856	固定負債	519,347
投資その他の資産	99,893	退職給付引当金	164,733
		役員退任給与引当金	31,621
		株主資本	1,279,094
		資本金	90,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	1,183,094
		利益準備金	46,000
		その他利益剰余金	1,137,094
		（うち当期純利益）	(3,141)
資産合計	2,041,519	負債・純資産合計	2,041,519

第 56 期 決 算 公 告

令和７年９月12日　東京都文京区本郷一丁目18番６号
東京コンピュータサービス株式会社
代表取締役　横村　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,861	流動負債	2,853
固定資産	2,224	（役員賞与引当金）	(4)
有形固定資産	1,035	固定負債	—
無形固定資産	33	負債合計	2,853
投資その他の資産	1,155	株主資本	10,233
繰延資産	1	資本金	300
		利益剰余金	9,950
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	9,875
		（うち当期純利益）	(504)
		自己株式	△16
		純資産合計	10,233
資産合計	13,087	負債・純資産合計	13,087

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月十二日
名古屋市中区丸の内一丁目一六番一五号
（甲）株式会社ジーアイビー
代表取締役　鈴木　衛
名古屋市中区丸の内一丁目一五番二〇号
（乙）ブルースカイランドリー株式会社
代表取締役　鈴木　衛

第 9 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
名古屋市中区丸の内一丁目15番20号
ブルースカイランドリー株式会社
代表取締役　鈴木　衛
貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40
	固定資産	5,676
	合計	5,716
負債及び純資産の部	流動負債	36,047
	株主資本	△30,331
	資本金	5,000
	利益剰余金	△35,331
	その他利益剰余金	△35,331
	（うち当期純損失）	(71)
	合計	5,716

第 15 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
名古屋市中区丸の内一丁目16番15号
株式会社ジーアイビー
代表取締役　鈴木　衛
貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,354,492
	固定資産	866,516
	合計	2,222,327
負債及び純資産の部	流動負債	1,043,733
	固定負債	956,292
	株主資本	222,301
	資本金	80,000
	利益剰余金	142,301
	その他利益剰余金	142,301
	（うち当期純利益）	(47,653)
	合計	2,222,327

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月十二日
名古屋市中区丸の内一丁目一六番一五号
（甲）株式会社ジーアイビー
代表取締役　鈴木　衛
名古屋市中区丸の内一丁目一五番二〇号
（乙）ブルースカイランドリー株式会社
代表取締役　鈴木　衛

第 10 期決算公告

令和７年９月12日
名古屋市西区枇杷島三丁目12番７号
株式会社アサヒビジョン
代表取締役　泉　浩樹
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	329,985
	固定資産	173,464
	合計	503,450
負債及び純資産の部	流動負債	144
	固定負債	2,000,000
	株主資本	△1,496,693
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,497,693
	その他利益剰余金	△1,497,693
	（うち当期純損失）	(7,004)
	合計	503,450

第 14 期決算公告

令和７年９月12日
名古屋市西区則武新町二丁目19番11号
株式会社トーメーコンタクトレンズ
代表取締役　片岡　秀春
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,387,333
	固定資産	24,082,466
	合計	25,469,799
負債及び純資産の部	流動負債	87,771
	固定負債	2,193
	株主資本	25,379,833
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000,986
	その他資本剰余金	10,000,986
	利益剰余金	15,298,846
	その他利益剰余金	15,298,846
	（うち当期純利益）	(154,363)
	合計	25,469,799

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月十二日
名古屋市西区則武新町二丁目一九番一一号
（甲）株式会社トーメーコンタクトレンズ
代表取締役　片岡　秀春
名古屋市西区枇杷島三丁目一二番七号
（乙）株式会社アサヒビジョン
代表取締役　泉　浩樹

第 16 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
名古屋市港区大西一丁目81番地
株式会社高山商事
代表取締役　高山　智寛
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	157,497,020
	固定資産	0
	繰延資産	266,360
	合計	157,763,380
負債及び純資産の部	流動負債	137,482,473
	固定負債	74,919,020
	株主資本	△54,638,113
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△63,638,113
	繰越利益剰余金	△63,638,113
	（うち当期純損失）	(2,916,971)
	合計	157,763,380

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月12日
名古屋市港区大西一丁目81番地
株式会社ソワン
代表取締役　高山　智寛
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,071,942
	固定資産	523,159,440
	繰延資産	8,245,810
	合計	549,477,192
負債及び純資産の部	流動負債	109,088,751
	固定負債	477,115,152
	株主資本	△36,726,711
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△39,726,711
	繰越利益剰余金	△39,726,711
	（うち当期純利益）	(1,678,714)
	合計	549,477,192

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月十二日
名古屋市港区大西一丁目八一番地
（甲）株式会社ソワン
代表取締役　高山　智寛
名古屋市港区大西一丁目八一番地
（乙）株式会社高山商事
代表取締役　高山　智寛